

平成29年 第4回定例会

# 美深町議会議録

平成29年12月12日 開会

平成29年12月15日 閉会

美深町議会

平成29年第4回定例会  
美深町議会会議録

第1号 (平成29年12月12日)

◎議事日程 (第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第40号の提案説明
- 第 6 議案第41号の提案説明
- 第 7 議案第42号の提案説明
- 第 8 議案第43号の提案説明
- 第 9 議案第44号の提案説明
- 第10 認定第45号の提案説明
- 第11 議案第46号の提案説明
- 第12 議案第47号乃至議案第53号の提案説明
- 第13 休会日の決定

◎出席議員 (11名)

1番 小口英治君	2番 長岐和彦君
3番 和田健君	4番 中野勇治君
5番 荒川賢一君	6番 藤原芳幸君
7番 岩崎泰好君	8番 諸岡勇君
9番 齊藤和信君	10番 南和博君
11番 倉兼政彦君	

◎欠席議員 (0名)

出席説明員

◎美深町

町長 山口信夫君 副町長 今泉和司君

総務課長	渡辺 英行君	住民生活課長	川端 秀司君
保健福祉課長	望月 清貴君	農務課長	草野 孝治君
建設水道課長	杉本 力君	会計管理者	政岡 英司君
総務グループ主幹	小林 一仙君	企画グループ主幹	中江 勝規君
生活環境グループ主幹	後藤 裕幸君	税務グループ主幹	山崎 義典君
保健福祉グループ主幹	小野 勇二君	農業グループ主幹	桜木 健一君
建設林務グループ主幹	中林 秀文君	水道住宅グループ主幹	南坂 陽子君

◎教育委員会

教育長	石田 政充君	教育グループ主幹	大堀 裕康君
幼児センター長	藤原 裕子君		

◎農業委員会

農業委員会会长	外崎 敬雄君	事務局長	草野 孝治君
---------	--------	------	--------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本 守君	事務局長	羽野 保則君
--------	-------	------	--------

◎議会事務局

事務局長	羽野 保則君	事務局係長	神野 勝彦君
------	--------	-------	--------

開会 午前 10時00分

◎開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11人全員出席です。定足数に達しておりますので、只今から平成29年第4回美深町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において9番齊藤君、10番南君の両君を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りを致します。本期定例会の会期は、本日から15日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から15日までの4日間と決定を致しました。

---

◎日程第3 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長から行わせます。

羽野局長。

○事務局長（羽野保則君） 諸般の報告を致します。初めに閉会中の議長の動向及び閉会中の各委員会の活動につきましては、別冊配布の議会の動きに掲載しておりますのでご了承願います。

次に、閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。商工会に対する平成30年度市町村補助金についての要望の1件であり、資料として配布しております。

次に、閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。町長から専決第5号 美深町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についての専決処分。代表監査委員から、平成29年10月及び11月実施の例月出納検査報告、平成29年度前期定期監査報告、財政援助団体等監査の結果に関する報告、これら4件はお手元に写しを配

布しておりますので、ご覧いただきます。

次に、今定例会の提出議案並びに出席説明員について申し上げます。提出議案は、長側提出のもの、条例の一部改正 5 件、指定管理者の指定 2 件、補正予算 7 件の計 14 件です。議会側の提出案件は、ありません。

次に、今定例会の説明員として出席通知がありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

最後に、今定例会の一般質問の通告について申し上げます。一般質問通告者は南議員他 1 名です。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎日程第 4 一般質問

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 4 一般質問を行います。一般質問の通告者は 2 名です。発言の順序は通告の順序といたします。発言時間は、再質問を含め 30 分と致します。それでは通告の順序にしたがって発言を許します。

10 番 南君。

○10 番（南 和博君） 10 番、南でございます。今回、一般質問、項目 2 件、件名それぞれ 1 件ずつを町長、また、農業委員会会長に向けて質問させて頂きたいと思います。まず 1 つ目、項目、行政、件名「スバルの町」としてのまちづくりについて、ということで質問の要旨を読み上げて質問に入りたいと思います。1977 年、仁宇布地区において株式会社スバルが冬季走行テストを始めてから 40 年、かねてから念願だった高度運転支援技術テストコースが仁宇布地区に完成し、11 月 15 日にコース内の管理棟において、竣工式が執り行われました。これまでも、既存のテストコースで冬期間のテストが行われておりましたが、増設された新コース完成により、年間を通じたテストが行われることとなりました。これまでの冬期間の走行テスト事業でも年間延べ 2000 人のスバル関係者が来町いただいていると聞きますが、通年となれば、さらに 2 倍、3 倍の人数が来町されることが予想されます。これまでわが町に多大な貢献をいたいでおりますが、今回の通年でのテスト事業が行われることを機に、「スバル」の町としてのまちづくりをさらに推し進めるべきでないのかというように考えますので、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、南議員から、この度、完成をしましたスバルテストコースを契機としたまちづくりの推進についてご質問をいただきました。

この度のテストコース完成は、長年にわたり要望を続けてきたことでもあり、心から喜ば

しいと思うところであります。本町、仁宇布地区での試験走行の始まりは、専用テストコースや施設をもたず、地域の方々の協力を得て、納屋などをお借りしてのスタートだったと聞いております。これを快く当時の地域の方々が受け入れ、地域の方々の受け入れがあつてからスタートされておりまして、この辺についても地域に感謝を申し上げなければならぬと、このように思っております。その後、要望活動などを経て、平成7年には専用テストコースが建設され、その施設を使用して研究が重ねられ、スバルの車が世界に発信されていったところでもあります。この間、スタッフの宿舎をはじめ、コースの整備、車両や暖房用燃料、維持管理経費ほか公租公課など、本町にとって大きな経済活動であると認識しているところでもあります。スバル美深会と協力をしながら、愛車運動の展開をはじめ、研究スタッフとの交流会を毎年開催するとともに、テストコースの一般開放なども催しながら、町民の支援の輪を拡大する取り組みを進めてきたところでもあります。昨年と本年の2カ年で30億が投入され、通年のテストコースが完成し、いよいよ今冬季から安全性能を強化する高度運転支援装置の研究が進められる予定と聞いております。これによつて、来町されるスタッフなど、議員お見込みの通り、これまでを超える入込みが想定されるところでもあります。これに伴う経済的な効果は大変大きなものがあると考えているところですが、この効果を全て本町が受け入れられる態勢にはなっていない、こういうものも現実であります。この受け皿づくりについては、町内経済界に期待をすることもありますけれども、町としても、その対応にあたっては、スバルとの協議を進めて参りたいと考えております。また、この度の社名変更を機にしまして、グローバル企業として自然環境保全の活動を強化するとして、仁宇布のテストコース内の山林を中心に、周辺の町有林を含めた森林保全活動にも取り組むため、スバルとの間で、「森林保全活動に関する基本協定」を本年6月に締結しており、今後、山林の維持管理活動や木材の利活用、二酸化炭素削減の取り組みなどについて、これらについても模索をし、森林保全に連携して取り組むこととしているところであります。以上を答弁にしたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） まず、答弁いただきましたので再質問したいと思いますが、今、町長からあったように、これまで多大な貢献を頂いたし今後も期待したい、また、町内の経済界とも協力しながらという話もありますが、先程も言ったようにこれまで以上にこれから来町いただけるスバルのスタッフが増えるということを考えると、今も現状で少しお話を伺っているのですが、滞在するうえで重要な宿泊施設の整備が考えられると思います。お話を伺いますと、これまで町内に宿泊しているのは、スバルの来町2,000人のうちの半分の1,000人程というような話も聞いておりますが、ということは、大半

は町外に宿泊しているのかなと思います。要するに、現状、美深温泉は仁宇布地区から非常に遠距離にあるというところが、彼らにするとちょっと不便さがあるのかなという感じも受け取って、そのようなことになっているのかなと思います。要するに、ああいうお仕事ですので、近距離に宿泊を望んでいるのが本音ではないのかなと思います。そして、この間も、その竣工式でも少しお話をさせていただきましたが、今後も自動運転試験等のテストコースへの投資を考えている旨のスバル関係者の発言もありましたので、これからそういういったその宿泊も含めた投資をしても、充分な費用対効果があるのではないかと思うのですが、町長のそこら辺の考え方を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 具体的に宿泊施設を今後どうするかという質問をいただいたと思っております。ご案内のように今まで半分程度、当町での美深温泉といいますか、宿泊施設での利用になっている、これはその通りであります。そこで、倍近くになるのではないかと思っておりますけれども、スバルの方とも色々接触をしている経過があるわけありますが、今のところ具体的にスバルとして宿泊施設をこうして欲しいという具体的な相談事は我々の希望としてはもっているわけでありますけれども、出てきていないのが現実であります。今、議員がおっしゃられるように、費用対効果の面、更には遠距離・近距離の問題等々色々あるのだというように思っておりますけれども、しかし、遠距離・近距離という部分については、それほどこだわっていないのではないかという感じもしないわけではありません。しかしながら、そのようなことも含めて色々と検討してスバルとしての要望等も受け入れながら町としては最大の努力をする必要があるというように考えております。それによって町内の経済に及ぼす効果というものが非常に大きなものがあるのではないかと想定しておりますので、先程も申しましたように最大の努力をして参りたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） 今のところ、スバルさんの方からはそういう要望がないということですけれども、やはり我が町としてそのような仕掛け、仕掛けと言ったら言葉が悪いですが、そういう誠意といいますか、行動というか、そういうものも出していくことも大事ではないのかなと思いますし、先程、遠距離だけではないという話もありますが、生活の利便性ということも、これから長期で滞在することとなれば、そういうスタッフ達の生活の利便性ということも考慮しながら、我が町として提案していくことも必要ではないのかなと思います。それから、企業誘致の話になりますけれども、企業誘致が今、なかなか現実的に厳しい中で、条例等とも整備しながら、天木跡地も整備した中で、あの土地

をうまく利活用するには、こういったスバルの関係の対策も、あの土地を活用した方法もどうなのかなと思っております。なかなか公共として宿泊施設を建てるという時代でもないですし、いわゆる民業圧迫的なことにもなろうと思いますので、そこら辺は置いておきますけれども、先程言ったその企業立地条例等々を活用して、町内の業者にそのような展開をいただけるような、そういった仕掛けも必要ではないのかなと思います。そうなれば雇用も生まれ、また、宿泊いただくスバル関係者も町内の料飲食店、商店等々も活用することにもなりますし、いずれにしても、今まで先程、租税公課と言いましたけれども、そういった固定資産税の歳入にも多大に貢献いただいて、この後、また更に増える要素はあるということで、そういったものの還元を是非ともスバルに向けて提案するという姿勢でいてほしいなというように思いますが、改めてまた伺いたいなと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、色々と質問をいただきました。今、議員がおっしゃられるよう、具体的な提案をするような形でというお話も頂いたところでございます。なかなかまとまった具体的な提案という形にはなっていないわけですけれども、行政として、町として出来る最大の努力をいたしましょうと、こういうことを申し上げておりますので、スバルの考え方というか、連携の仕方等々を考慮しながら、非常に1番大事な企業でありますので、そのようなことも含めて、今ご提案のことも含めて、相談して連携して参りたいと、このように思っております。それと具体的にあの土地とはというお話もあったわけでありますけれども、あの土地とは何を指すのかという、ちょっと抑えきれておりませんので、もう少し具体的に質問して頂きたいなと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） 企業立地条例の絡みでお話させていただいたので、理解して頂けるかなと思ったのですが、いわゆる元の天木跡地の整備した駅の向かい当たりが、以前には公共施設云々というお話の提案もしたと思うのですが、要するにあそこの整備した土地をいつまでも放っておいていてもどうなのかなという、そういう趣旨で申し上げているので、あそこに絶対建てれという意味ではありませんけれども、のような公共用地も有効に活用することも、このスバルという企業、ある意味美深町にとっての企業誘致につながっているような企業ですので、そのような意味でお話をさせていただきました。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） わかりました。あの土地というのは、そのような意味だということも理解させていただきました。ただ、反論するわけではないのですが、あれは、あれの用地としての用途等もあるものですから、その後、具体的なものになっていないという、

空き地になっているという心配も出てくるのかと。ただ、宿泊施設だとか何とかという部分については、あの土地といいますか、あそこが適切かどうか、色々なことを相対的に判断しながら色々と考えていかなければならぬと思っているわけであります。それだと、近いとか遠いとか、そういう話ももちろんありますし、費用対効果の問題もありますし、また町の中にはあちこちの空き地もありますし、また、空き住宅等々もあるわけであります。どうしていくかということを考えていかなければならぬ。それよりも何よりも一番、基本になってくるのは、スバルとしてそういうものを作った時に利用していただけるか、また、希望しているのかどうか、そのようなことを見極めながら判断をしていく必要があるのかと思っております。少し時間を頂きながらじっくりと考えさせていただきたいところのように思っております。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） それでは、先程スバルの森の関係のお話も町長から出ましたので、その点について質問したいと思いますが、このスバルの森事業に向けての基本協定が先程町長からあったように、本年6月19日に結ばれましたけれども、具体的に我が町に今後どのような効果が生まれて、それから我が町としてスバルにどのような協力をしていくべきいいのかなというところがまだなかなか具体的になっていないかもしれませんけれども、町長の今の動きの中で答弁頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 年末を迎えておりますけれども、おそらく今月中にスバル本社からこの担当の方が来町していただけるというように聞いておりますので、そこでは少し当面する課題等について、どうしていくかということも少し出てくるのかなと思っておりますけれども、今のところ、先程も申しましたように、基本協定は出来上がっておりますが、それほど具体的なものが揃っているような状況ではございません。ただ、スバルとしては、世界的な会社でありますから、二酸化炭素の削減に取り組む、そういう企業でありますから、そういうことを世界にといいますか、環境を重視していかなければならぬということです。そういうことについては、全く理解をしているわけであります。我が町としても、仁宇布のスバルの山は非常に広くて、そこだけではなくて、広いわけでありますけれども、そこだけではなくて、町有林、更には民間有林等々も持っておりますので、そういうところとも協力をしながら、始めはスバルも、スバルの我が町から生産される認定を作りたいと、世界認定、日本認定色々あるわけで、そういうところも目指しているようありますけれども、なかなかその辺のリスクをクリアしていくハードルが高いということがあるものですから、その辺のところも会社としては今、慎重に対応しながら、

しかしながら、ここから生産される木材をどう利用していくか、そういうことも考えているようあります。そのような中で、常にスバルとしては町有林でありましたけれども、白樺等を利用して、イベントを組む時に何百本といいますかの単位で白樺の材がほしいと、こういうことも相談を受けた経過がありますので、そういう部分についても協力をして、町有林から切り出して提供しているという、こういう状況もあるわけであります。今後、色々具体的な話が出てくると思っております。そして、具体的には森林組合等とも参加させていただいておりますので、そういうところのアドバイスを受けている、そういう情報も得ておりますので、そういうところで町としても森づくりについては考えていくべきだと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） ちょっとコアな話になりますけれども、スバルは今、仁宇布地区にこのようにテストコースも作って大展開することと、仁宇布の地域づくりは別のものとされるのか、それとも、地域づくりにこういったスバルの展開が仁宇布地区にあるということを活かしていくのか。非常に難しいというか、慎重なことになるかと思いますが、その辺の考え方を町長はどのように思われていますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 非常に難しい課題と言いますが、そのように認識しておりますけれども、仁宇布地区もご案内のように段々、仁宇布に住む人が少なくなってきた、このような状況があるわけですけれども、スバルが30年、40年かけてテストコースを作つて、そして今、スバルのあの地に本格的なコース展開とさせていただいて、そういう意味では、スバルも含めて仁宇布地区の将来といいますか、そういうものも模索をしていかなければならないと思っているわけであります。ただ、そこで何が出来るか、何をすべきか、こういう課題については、それぞれ今後の問題でありますので、十分いろいろなことを想定しながら考えていかなければならぬと思っております。スバルは仁宇布地区には、もちろんテストコースがあるわけでありますけれども、全町的な財産でもありますし、ただ、仁宇布だけに特化ということにもなかなかならないのかな、全体的なことを考えながら町の企業として、そして仁宇布にある企業として、色々なことを考えていくべきではないのかなと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） 今、スバルとの連絡関係の事務局としては、スバル美深会があると思うのですが、今後は、更にもっと繋がりを深くしていく必要があるのではないかと思うのですが、そうなってくると、もっともっと、あまりスバルにゴリゴリ押していく

くのもいかがと思うのだけれども、美深の情報提供を定期的に行うようなセクションというか、そういうものとか、また、訪問活動等も年間数回、我々のわからないところで町長も上京の際は色々されているかと思うのですが、そういった、そのもっとその事務局レベルでも訪問活動の回数を増やして密着な関係性を維持していくのも大事なことかなと。そういう行動を行うことによって、スバルさんからも町づくりの提案なり、こちらから行く事務局体制も色々な感覚を持ちながら、町づくりのヒントも得られるのではないかと思うのですが、その辺のスバル美深会と、それと行政としてのそういったセクション的なものを今後どのように考えていかれるか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） いつの日かスバルの1つの応援団的、町の受け入れ体制の事務局、こういう観点で富士重工スバル会、更には今で言うスバル美深会にさせていただいているわけであります。機会を捉えて色々な連携なり、交流をさせて頂いている経過があるわけです。今までも、いつもではありませんでしたけれども、物産の販売だとかそういうこともやらせて頂いておりますし、更には、スバルの工場と言いますか工場の中核がある太田市と交流等もやらせて頂いている経過があるわけでありまして、一層、活発に連携といいますか、関係を保てるようにスバル会の充実も図っていかなければならないと思っております。ただ単に従前、スバル会は役場の中に事務局があったということもあるわけでありまして、今、ただ独立をして向こうへ出て、というそういう経過もあるわけでありますけれども、役員体制が変わったとか、色々なそういう中であって、これがどのように評価していいのか、私も苦労するところでありますけれども、管理所といいますか、事務局といいますか、そういう部分に役場の人間も指名されているというか、役員の中に加わっているという、こういう状況もありますので、そういうことも含めて色々大事にしながら進めて参りたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） スバルの関係は以上で終わりたいと思います。次、農業の関係ですけれども件名としては、新年度の農業施策の考え方についての質問に入りたいと思います。美深農業の課題解決に向けた新年度予算の考え方について伺います。

1、近年、農家の高齢化と担い手不足による農地の全町調整が地域によっては増えつつありますが、営農集団の統合等、在り方も含めた今後の農地利用改善事業の課題対応の考え方は。このことについては、農業委員会会長に所見を伺います。2、ハウス施設建設補助の要望が寄せられているが、新年度予算にどのように反映されるのか。3、新規就農希望者の多様性に即し、営農類型にも多様な設定が必要でないのか。4、酪農振興協議会美深

支部における酪農ヘルパーの人材確保が恒常に充足していないが、町としての対策は。

5、広域農協の課題として、関わる各町村の農業施策の差異があるが、北はるか農協の次期振興計画に向けて統一性を持つことが必要ではないのか。2～5については、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 外崎農業委員会会長。

○農業委員会会長（外崎敬雄君） 南議員から新年度の農業施策の考え方についてのご質問をいただきました。最初に農業委員会に対し、農地の全町的な利用調整に関するものと農用地利用改善事業の考え方についてご質問をいただきしておりますが、ご承知の通り農地の売買や賃貸借については、農地法と農地の利用集積を進める農業経営基盤強化促進法や、農地中間管理法など、関連する諸制度において農業委員会の権限と役割が定められております。ご質問のありました、農用地利用改善事業につきましては、営農集団が農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地改善団体として町長から認定を受け、地区単位で利用集積の調整を行っているもので、町長部局の所管であります。利用調整の整った農地については、営農集団からの利用集積計画の申し出が町長にあり、町長から農業委員会は審議を求められ、総会での決定を経て、町が集積計画の公告をするという一連の流れになっております。農業委員会の権限は、あくまでも集積計画の審議、決定の部分であります、ご質問の通り、今後、担い手の不足などにより、地区内で農地の受け入れ手が見つからないことなどから、全町的な調整が増えてくることが想定されます。全町的な調整は、農用地利用改善事業連絡協議会が定める基準に基づき、対応されているところですが、調整不足や特殊案件など課題があると伺っております。議員も出席されていたと思いますが、本年度の連絡協議会の総会においても確認いたしましたが、今後、全町調整会議に対象地区の農業委員の出席、農業委員のいない地区にあっては、会長代理または会長である私が出席し、課題に対応していかなければと考えております。営農集団の統合につきましては、農協組織ということもあり、集団自らがJAの指導、調整のもと考えるべきものと思います。しかし、担い手へ農地の集積を推進する立場から申し上げますと、認定農業者が10戸未満の営農集団が3地区あり、近年、地区内での農地集積が厳しくなっていることから、統合等について検討する必要があるかと思います。まずは、集団内で話し合いがもたれることが重要ではないかと考えてございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、南議員から新年度の農業施策の考え方についてご質問をいただきました。2・3・4・5とあるわけでありますけれども、順を追ってご答弁を申し上げます。まず、ハウス施設建設補助の要望が寄せられているが、新年度に向けて予算に

反映されるのかということでございますけれども、まず、ハウス施設建設補助についてでありますけれども、先日、開催した農業振興懇談会の中で、生産者の方からお話を聞いたところであります。現在のところ、JA北はるかとしてのハウス栽培の振興計画、具体的に生産組合としての具体的な計画を承知出来ておりませんが、それらの考え方を確認した上でなければ、明確な検討というか、予算措置ということについて申し上げられない状況でありますので、ご理解を頂きたいと思っております。我が町、美深町の耕種農業は、土地利用型作物を中心とした農業でございます。施設園芸は所得を補完するものと考えてきましたとして、これまでハウスの整備については、従前の長い歴史があるわけでありますけれども、ハウス野菜の導入による高収益作物振興のための施設整備について支援を行ってきた経過があるわけであります。具体的には、平成2年度には軟白ネギやイチゴ、メロン、平成10年度までに延べ75戸の農業者に対し、支援した経過があるわけであります。時代の流れとはいえ、残念なことに軟白ネギだとかイチゴ、これらについては生産組合も解散している状況となっているわけであります。近年では平成18年度から24年度にかけて、JA北はるかからの要望を受けて、ハウス整備事業に対する支援をして参ったわけであります。計画に対する整備実績が大きく下回る結果であります。当初計画は60棟でありますけれども、残念ながら実績として44棟と、このようになっております。一定程度、したがって整備は完了しているものと位置付けておりますけれども、しかしながら、先程申し上げたような事例もありまして、ご質問も出されております振興懇談会との話も伺っておりますので、具体的には先程申したことで考えていかなければならないかなと思っております。しかし、具体的なものがまだ示されている段階ではありませんし、具体的な私の段階での査定という段階に至っておりませんので、ご理解を頂きたいなと思っております。3つ目の、新規就農希望者の多様性に即し、営農類型にも多様な設定が必要ではないのかと、こういうご質問をいただいたところでございます。美深町の基本構想に基づく営農類型は、美深農業の経営形態を基に、15の営農類型を設定しております。水稻、畑作、野菜、酪農、畜産、また新規就農者向けの類型もあるわけであります。多様な設定になっていると考えております。ご承知の通り、今年3月には新規就農者に対する条例を一部改正し、対象者の要件として、いわゆる単身での就農も可能とするように営農類型も合わせて拡充を図ってきたところであります。営農類型の設定にあたっては、作目、作付面積、労働力から一定基準の所得を算出し、経営目標とするわけであります。この営農類型は、これまでの実績から、美深町に合った農業経営ができるような経営体へと誘導すべき指針ですので、北海道の営農類型を基本としながらも、ここに美深町としての特性を盛り込んだものとなっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。4

つ目の酪農振興協議会美深部会における酪農ヘルパーの人材確保が恒常に充足していないが、町としての対応策が求められているわけですが、現在、酪農ヘルパーの定員は7人と認識をしております。自己都合で定年により2人が退職をされ、現在は5人体制で運営をしていると伺っております。欠員について募集をしているものの、採用には至っていないと、このように聞いております。町としては、酪農振興事業支援策として、ヘルパーの人工費の一部を支援しております。昨年、給与・待遇面を見直し、本年度においても当初から新規ヘルパー確保対策の支援予算を措置しているところであります。また、新規就農希望者が集まる道内外の新規就農フェスや農業系大学への訪問によるPRを関係機関と連携して進めているところでもあります。酪農ヘルパーの確保対策は、基本的には、酪農振興協議会やJA北はるかとして行うべきものと考えておりますけれども、町としても、引き続き支援をして参りたいと、このように考えております。次に、5つ目の広域農協の課題、農業施策の差異がある、北はるか農協の次期振興計画に向けて統一性を持つことが必要ではないだろうか、このようなご質問も頂いたところであります。町村間の農業施設の統一ということでありますけれども、ご案内のようにJAはるかは、美深町、下川町、音威子府村、中川町の4町村が管内となっておりまして、各町村において異なる農業施策が推進されているわけであります。それは、各町村の発展過程の中で、培われてきたものであり、各町村において農協や農業者の考え方の中で推進したものであると理解をしておりまして、これは経過があるわけで、ある意味では当然の部分かと思ったりするわけであります。特に美深町では、水稻・畑作から酪農・畜産、下川では施設園芸といった、各町村で推進する経営形態も当然のように異なっているわけであります。JA北はるかの次期振興計画の策定に伴い、この計画を推進するためには、各町村間の連携、支援も一定程度必要ではないかとこのようにも考えるわけであります。以上が、南議員から頂いた質問に対する答弁としたいと、このように思っております。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） それでは5つあるので、1つずつ再質問をしたいと思います。先程、農業委員会の会長からあったように、1のこの全町調整の関係については、農務課・農業グループが所管ということで町長の答弁を、ここからは全て1～5まで町長の答弁を伺いたいなと思いますけれども、先程、会長から答弁があったように、この農地の全町調整については、農用地利用改善事業連絡協議会の役員会に調整を委ねられているということになっておりますが、どうもこの最近、昔はそれほど課題がなかったのですが、最近、やはり地主さんの高齢化等々、制度の理解不足、また、説明不足、周知徹底というのも少し足りないのかなという気がします。そして尚且つ、営農集団の役員さん達が、ここの組

織の幹部ですので、任期があって、ほぼ2年で変わられるという中で、ある意味この農地の全町調整というのは、非常に僕は重い審議・審査だというように感じているので、この辺のその位置づけと権限力の強さを考えると、今のあり方がいいのかどうかというのは、ちょっと僕は疑問かなというように思うのですが、町長として、この取り進めの体制なり、審査の方法なり、議論なりというのは、どのように捉えられておりますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） まず、利用組合といいますか、そこに携わった委員の方々だと、関係者の方々、本当にご苦労をされてこの事業の推進にあたっておられると、これについては認識をしておりまして、ただそこで非常に重い課題が、例えば利害関係がどうしてもあるものですから、そのようなところで利害関係が上手く調整できない、そういう部分があるのかと、このように聞かせてもらったり何かしているわけであります。そういう部分については、非常にご苦労されておるのかなと思っております。また、先程言われましたように、理解不足があるとか、高齢化しているとか、色々な話が出てきたわけでありますけれども、それは1つの減少面としてあるのかもしれませんけれども、それはそれで抑えてからなければならない。そして共々に農家とそれを分かち合いながらお互いに理解していくなければならない部分があるのかなと思います。そこで非常にご苦労されているということについて理解をしているつもりであります。そして、この制度が良いのか悪いのかと問われると、悪いとかそういうことについては、現行、この制度を実施しておりますので、正しい制度といいますか、良い制度だと思っております。ただ、ご苦労されていると、その部分については、率直に本当に感謝を申し上げたいと思いますし、今後もご苦労をして頂きたいと思います。その地域だけで解決できない場合等々については、先程、農業委員会の会長からも答弁があったわけでありますけれども、農業委員会としても、その調整委員なり、農業委員がいない等々については、自ら乗り出すというようなお話を頂いたところでありますし、そのような部分についても、期待をしているわけでありまして、町としても、もちろん事務局を担っているわけでありますから、粗相のないように、支障のないように最大の努力をしていく必要があるのかなと思っております。非常にご苦労をされているということについては、今、委員がおっしゃられる通りかなと思っているわけであります。しかしながら利害関係等々なかなか理解されないというか、しないと言いますか、そのような方々も世の中にはいるのだなということも理解をしているつもりであります。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） 先程、会長からあったように、今後のその全町調整の会議・審

議については、農業委員なり代理または会長も出席しての取り進めにしたいということで、逆にいうと今まで法律の所管の関係で入っていなかったようですがけれども、今まで入っていなかったのが不思議だなというように思いましたので、会長からそういう答弁があったので今後の審議については、いわゆる専門家の知見が入っての審議になるかと思うので、期待したいと思いますし、とにかく周知の徹底というものを今一度しっかり図ってほしいなというように思います。続きましては、2のハウス施設の関係ですけれども、過去の経過の説明は町長から伺いました。そもそも論で農家の要望が無計画といいますか、要望を出したのに利用してくれないという経過があったという話ですけれども、私としても農家というのは自分達でしっかり計画はしていても、毎年の天候によって計画が変わってくるという事情も理解してほしいと思います。そして、やはりみんな歳を忘れて営農しているわけですけれども、一年、一年、歳をとって気が付いたら大分若いころの営農スタイルは無理だなということで施設野菜の要望があるのかなと思います。それと作物によっては非常に高収益の作物も最近、新たに技術指導もあって出来ているので、そういったところで、また改めてハウス施設の要望があったのかなと思います。前回の利用度が低かった検証を私なりにすると、農家から話も聞くと、やはり資材の高騰があったなかで、補助率が従前のままだということが、なかなかメリットのないというか、背中を押されないのだという話もありました。そういうことで、今、頑張る農業の施策で諸々要件をクリアしたら、要するにポイントをクリアしたら、補助金をステップアップしていくという制度ですが、これをもう少しフレキシブルにハウスの施設をつくるとか堆肥盤をつくるとかではなくて、生産性をあげる、所得をあげるという、そのようなポイント制をもう少し広げて、そして結果、補助率が上がるような仕組みにしてもらえないかと思うのですが、ちょっと盛り込みすぎて町長が理解されなかったらもう一度言いますので、その辺の考え方について町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 農業は天候に左右される産業であるという話も伺ったところでございます。天候にあまり左右されないようにハウス等も取り入れられてきているのかなと感じているわけであります。それと同時に、天候だと灾害だとそれほど我が町的には大きく左右されてきていないのが、ここ10年といいますか、それぐらいの農業ではなかろうか、災害も何年も続いたわけではありませんし、天候により不作も何年も続いているというそのような状況にはなかなかなっていない。ただ、価格の変動については、その年、その年によって状況が少しあるのかなと、このように世の中見ているわけであります。それとまた、ハウスだけではないのかもしれませんけれども、補助率が深耕農業に対する補

助率が低いのではないかというお話もあったわけありますけれども、私自身としては、高い補助であるというようには認識しておりますが、低い認識はしておりません。それで、ただ、そうは言っても、もっと頑張れるのではないかと、こういう部分、もっと連携をするべきではないかと、そういう部分については、色々考えていかなければならぬと思っております。ただ、補助率が高い低いと、特に低いのではないかと感じで言われている部分、確かに単品で比べれば、ないわけではないのかもしれませんけれども、しかし、我が町の全体的な農業だけではなく、全体的な補助率は低くはないと思っているわけであります。その部分だけ取り上げてのご質問でありますけれども、そうではないのではないかと。あまり反論するといかがなものかと思いますけれども、やる気がないのかと見られたら困りますからやめますけれども、そのような諸々なことも考えながら、努力をして参りたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） 次、営農類型の関係の質問に入りたいと思いますが、先程、町長からあったように、今年度その新規就農条例の一部改正に伴って、営農類型が単身者にも可能な類型が出来たということは、理解しておりますが、今後、さらに新規就農者を受け入れるという形が、これからますます体制整備が必要ではないかなというように思うのですが、最近、色々な新規就農者を見ていると、多様な人材が来ています。そういった、その、どうしても我々長年美深町に住んでいると、美深町の感覚で物事を判断するのですが、やはり、よそから来る人達というのは、それなりの発想をもって、しかも農業を取り組みたいという人が増えている中で、そういった受け皿を我々の古くからの堅い頭の営農類型ではなくて、少し広げた受け皿を作る必要がある時代なのではないのかなと思うのですが、その辺は、町長として、こういった営農類型の形というのは、美深はこのスタイルでいかなければ駄目だと、所得をこれだけ上げなければならないという大前提があるので、なかなかとんでもない発想の営農類型はいかがと思うのですが、多種多様な人間を受け入れるという営農類型がこれから必要だと思うのですが、その辺の町長としての営農類型に対する考え方というのはどのように考えていますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 営農類型の考え方といいますか、先程も申し上げました通り、1つの類型なり、形を教科書的に示しておるわけであります。ただ、実践する場合、営農類型にそんなに縛られているのかどうかということを私は、実践でありますから、それはそれで僕はいいのかなと思っております。そういう意味では、堅い頭、柔らかい頭という表現もあるでしょうけれども、私、自分自身で農業を担当した時代を含めて、そんなにがん

じがらめに物事を考えているつもりはありません。それはそれで今の時代に合うものも必要でありますけれども、それはそれで、がんじがらめに物事を考える必要はないのかなと思っております。1つの教科書的なもので営農類型はあるのだと、パターン化していると、このように理解をして、そこにはまらなければ、もちろん実践するのは、農業者でありますから、それに違反するとか、しないとかいう問題でもないのかなと思います。なるべくこうしてくれというものでありますので、ご理解をいただきたいというように思っております。それと冒頭ありました、新規就農者が非常に多様になってきていると、この部分については全く理解をしているつもりでありますし、ただ新規就農を選定する、選ぶにあたって、認定するにあたって、もちろん町も関わっておりますし、最終的な判断も私どもでしていることになっているわけでありますけれども、しかしながら、受け入れる現場と言いますか、地域と言いますか、営農集団と言いますか、そういうことの考え方から非常に大事になってくるのは事実であります。1つの例をとると、長年本当に何人にもわたって面接をしながら進めてきた1つの酪農集団でありますけれども、そういう所でも、今まで全く順調にといいますか、本当にびっくりするような状況で進んできたわけでありますけれども、残念ながら今年はといいますか、今のところ1つ就農に向かって、研修の段階でリタイアすると、こういう形も出てきております。それもこれも、やはり営農集団が面接をしながら、営農集団というか、そういうところが面接をしながら、それも全てクリアできるという認識になってきたのだろうと思いますけれども、そういう中でも、非常にきちんと最後まで仕上げることができない部分が新規就農等にも現れてきている。ただ、我が町の状況はそうでありますけれども、他の町村から見たら、きちんと調べておりませんけれども、僕は新規就農の受け入れ等については、非常に優等生の町村ではないだろうかと見ておるわけでありまして、今後とも関係機関と連携をしながら、また営農集団といいますか、地域と連携しながら、これらについては努力していく必要がある。多種多様になってきているという部分については、全くその通りだと思います。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） 町長、類型については教科書的なもので、それにがんじがらめではないというお話ですけれども、我々、地域で新規就農者を迎えるようと思ったら、議論もなくて、類型にはめて、この類型にきっちり計画通りやれて、所得が上がるかという議論になってしまふのですから、そのような解釈でいいのであれば、我々もそういう解釈で地域の新規就農者を受け入れようかなというように思います。意地悪で言っているわけではないのですが、地域としては、それが堅い頭かもしれませんが、そういうものがあるものですから、そういうことでもう少し、いわゆる最近で言ったら6次化みたいなも

のを営農の中に入れて所得を上げるという、そういう類型もあってもいいのではないかということの話です。それは言うだけにしますから、ちょっと心に置いといて下さい。次、酪農振興協議会の酪農ヘルパーの関係ですけれども、町としては最大限の努力をしているというのは、私もわかります。正直、町長と同じように、私も生産者、JAはもう少し違う動きが必要ではないのかなと思います。これだけ、現実的に困っているわけですから、その動きが足りないと思います。うちの酪農家さんもかなり酪農大学出身者がいるので、先程、町長からあったように大学訪問をして、学生、卒業者をヘルパーにという話もありましたが、その辺も、僕としても少し動きが足りないなと思うので、何かの場面で町長からも役場のお尻を叩いてほしいなと思います。それとこの間、町長と一緒に出席した農業振興懇談会、その席でも少し話もあったし、先日、議会としても農業委員会と懇談会をやったのですが、今のヘルパーの体制が、子育て世代が多くて、酪農家の子育て世代と学校行事が被るみたいです。運動会にしても、学芸会にしても。そうしたら、お互い補えなくなっていて、世代のステージが違うようなヘルパー体制が理想なのですよねと。まあこれは理想ですから。その辺の話を聞いて、僕もどのような対応がいいかなと考えのですが、難しい質問ですが、町長は、町として財政支援はいいのだけれども、そこら辺の誘導策みたいなものはどのように、今の話を聞いてどのような印象を持たれるか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 子育て世代と言われば、非常に敏感にならざるを得ない部分があるわけでありますけれども、どうか、ヘルパーの確保等についてもそのような課題まで具体的にあるのかな。したがって、そうだとはすれば、この酪農対策協議会だとか、ヘルパー確保時の色々な考え方も含めて柔軟に対応が出来るような体制づくりと言いますか、考え方も必要かと。人材確保の補助率だとか、予算だとか、それについては、まあいいのだという話がありましたから、ほっとしているのですけれども、そういう部分でヘルパー協会といいますか、振興協議会といいますか、そういう部会の中で色々、そういう具体的な話もあるのだとすれば、ただ、聞いているのは、ヘルパーのなり手がないのだという話も聞いておりますので、その辺については、それぞれみんなで努力をしていかなければならぬ、そして、訪問する大学等についても積極的に出向かなければならぬというように思っております。ただ、こういう部分は、生産者は共々でありますけれども、関係機関と協力をしながら、協力に動く体制づくりをしていかなければならないのかなと思っております。所詮と言ったら失礼でありますけれども、行政でありますから、行政のやれる範囲というものもある程度ご理解をいただいて、生産団体は生産団体としての動き等々についても、

出来る限り見せてほしな、ご協力頂きたいなと思っているわけであります。よろしくお願ひします。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） 最後に、広域農協の課題の部分ですけれども、恐らくは、各関わる管内の町村の財政状況だとか、その元々の役場の体制なり、住民基数等々あるので、そういう歴史があって、今の各町村の農業施策があるのだろうなと思うのですけれども、こういった、北はるか所管の町村の首長さん達が、こういった問題について議論された経過がなくはないと思うのですが、あった時に、どのような議論をされているのか、あったのか、なかったのかになってしまいますけれども。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 何と言いますか、合併した当時の話は参加しておりませんので、わからぬのでありますけれども、その後、近隣も新しい市町村長が出てきております。私もそこまで古くはないのですが、古い方になってきているのも事実でありますけれども、残念ながら農業施策について、関係者と関係町村長と具体的にひざ詰めでこの辺の話をした経過はありません。また、当事者といいますか、北はるかの組合長と言いますか、役員さん方から、そのような話、補助率について法律的な話だとか、そういう具体的なひざ詰めで懇談等々をもった記憶はありません。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） 是非、その辺はJAの問題なのでしょうけれども、私からもそういう動きをすべきでないのかな、そういう発言も組合長からあったものですから、それで言っているわけですけれども。いずれにしても、特に新規就農者の受け入れに関しては、そういう施策に関しては、人の奪い合いというか、お互いの町村がライバルになるので、そういう部分は、非常に統一性は難しいのかなと思うのですが、広域行政の今、そういう流れもあるので、広域で取り組めるものを少し精査して、統一性のある広域施策の構築を少し、1番は農協からのアクションでしょうけれども、首長さん達で少しそういった議論をしてほしいなと思うのですが、改めてもう一度、町長に伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ちょっと僕は、理解できなかつたのですけれども、JAの組合長等からそういう話もあったという部分が、具体的にそういう話とは何ぞやと、ちょっとわからない部分があると。それと先程言いました、私の代になって、そういう関係町村との農業施策について議論といいますか、懇談したことがないとそう申しておりますけれども、実は、例えば各種協議会だとか、そういう部分は集まりがあるものですから、そこでなか

なかなかそういう話が出ていないのでありますけれども、目的もってやっていますから、そういう機会等々もあるものですから、なかなかそういう部分では、何もないと言っていいかどうかについては、ちょっと言いすぎなのかな、色々考えていかなければならない。ただ、どのように仕掛けていくか、誰が仕掛けていくか、そういうことも考えていかなければならない。非常に重い課題かなと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） 先程言った、農業振興懇談会の最後の後段で、正式的な言い方ではなかったかもしれませんけれども、組合長からそういう発言があった記憶があるものですから、そういうことを言ったのですが、いずれにしてもJAの振興計画が31年からありますので、その振興計画の策定に向けて、少し農協としてもアドバイスというか、手助けというか、そういうことを求めての発言だったのかなというように自分は感じているものですから、今、町長からそういう機会があれば議論していきたいような旨のお話もいたいたので、少しそういう機会を設けていただければ、ありがたいなというような質問で終わりたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） そこで先程、仕掛けの話をしたのですけれども、どのように仕掛けていけばいいのか、また、仕掛けられるべきなのか、その辺のことは非常に微妙な話でありますので、出来ることなら仕掛けを待ちたいのですけどね。

○議長（倉兼政彦君） 以上で10番 南君の質問を終わります。

次、7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それでは、一般質問に入りますが、質問に入ります前に、議長にお願いがございます。今回の一般質問にあたりまして、すでに担当する職員の方には、こちらの討議資料を提出しておりますが、改めまして今、一般質問にあたって、各議員と関係する部署に、この一般質問に対する資料の1が2ページ、2が1ページあるのですが、これの配布をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○議員（倉兼政彦君） はい、許可しますので暫時休憩をいたします。配布してください。

---

休憩 午前11時13分

再開 午前11時15分

---

○議員（倉兼政彦君） それでは、休憩をとき、一般質問を続けます。

岩崎君。

○ 7 番（岩崎泰好君） 私からの一般質問は、1項目、保健福祉に関してでございます。家族の介護に新たなる試練が。給付縮減を打ち出した国の施策にどのように対応するのか、という内容でございます。要旨につきましては、只今から読み上げます。平成30年度からの第7期介護保険事業計画策定に向けて、介護保険法改正案は2017年5月26日に参議院で可決、成立しました。2000年の介護保険法施行後、6回の改正を通して、制度がなし崩し的に、利用者にとって不利なものに変わってきてる現状をどのように分析をされ、美深町としての第7期以降の制度設計に取り組もうとしておられるのか考え方を町長に伺うものであります。1つ目は、給付の実態から想定される10年後の給付と負担の方向性がどのような形になるのか、その見通しについてお伺いします。2つ目は、2015年の介護保険改正で実施が義務付けされました総合事業の現状と今後のあり方についての見解を伺うものであります。3つ目には、地域包括ケアシステムについてでございますが、これについては「団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が提供される地域包括ケアシステムの構築を実現」としている内容でございますが、このようなものが、我が町でもその実現が可能なものなのかどうかということの所見を伺うものであります。そして4つに目は、負担増を抑制し、介護保険制度の適切な運用ができるよう、介護保険制度とは別枠でドイツのような「家族介護手当」支給といった美深町独自の制度設計が、今、必要な時期にきているのではないかという、その4点について考え方を伺うものであります。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、岩崎議員から介護保険事業計画策定の考え方についてご質問をいただいたところでございます。まず、1つ目は、給付の実態から想定される10年後の給付と負担の方向性であります。近年の給付実績といたしましては、要介護認定者が増加傾向で推移しており、これに比例して、給付費及び保険料負担も増加しているのが現状であります。今後についても、要介護認定者は増加傾向が続くとともに、給付費の伸びも当面は続くと考えられますので、保険料負担は増えていくものと考えております。しかしながら、10年後の方向性と言われますと、推計の域を出ないため、答弁には非常に難しいものがあるわけであります。2015年の介護保険法改正で実施が義務付けされました総合事業の現状と今後のあり方への見解でありますけれども、今年度から従来の介護保険給付費のうち、訪問サービスと通所サービスの2つのサービスを総合事業に移行させるとともに、これに係る協議体の運営など社会福祉協議会を中心進め、サロンの開設やボランティア組織も出来上がっており、また、社会福祉協議会やボランティアの協力により

自治会単位でのサロンが展開されるなど、成果が現れてきているところでございます。今後においても、高齢者のニーズとボランティアなどの地域資源とマッチングさせながら、高齢者の生活支援をより充実させる取り組みを推進していきたいと、このように考えているわけであります。3つ目の地域包括ケアシステムについてであります。平成30年度から32年度の第7期介護保険事業計画では、認知症に対する施策の推進や医療・介護連携の推進、生活支援サービスの基盤づくりが求められているわけであります。地域包括ケアシステムの構築にあたり、本町では施設や事業所などの社会資源は一定の整備がなされていると考えております、これらの施設事業所が相互の連携を図り、地域の高齢者を支えていくことが必要ではないかと考えております。また、近年の制度改正では、住民の意識改革も求められており、本町におきましては、社会福祉協議会や自治会とも連携をし、高齢者や住民の意識づくりや互助活動などの推進にも期待をしているところであります。4つ目になりますけれども、ドイツのような家族介護手当支給といった、美深町独自の制度設計という話であります。介護保険制度は高齢者の介護に関する制度を利用しやすく、公平で効率的な社会的支援システムとして構築されたものであり、公的サービスの充実を軸に進められております。ドイツの家族介護手当につきましては、国の審議会等でも議論の経過があり、家族介護と外部サービス利用の公平性の観点などから、現金支給に積極的な意見もありますが、家族介護の固定化による負担増加の恐れや、給付サービスの充実の妨げになるとの意見も強くあって、国としての制度はなされていない現状であります。本町においても、在宅介護の一助として、介護手当・介護用品の支給を行っておりますが、ご質問にある独自の制度設計は難しい、大変難しいと、こういう現状、状況であるわけでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） まず、今、1つ目に、給付の実態から想定される10年後の給付と負担の方向性ということでお聞きしました。10年後のこととはあくまでも推計になってしまって、なかなか難しいということでございましたが、ただ、現実としては、認定者の増と負担の増もこれは否めない事実として、年々上がってきているという答弁がありました。そこで、お聞きしたいのですが、全国平均ですとか、他の市町村のことは別としても、現状の中では、当町の負担という部分では、基準月額、現在4,500円ということでございますが、来年度からは第7期の制度設計にすでに取り組みをして、ある程度まとまりがでてきたのではないかと思いますが、それらを含めてこれらの負担増がどの程度になっていくのか概ねわかれれば、1つは教えていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、お話をいただきました、6期の介護保険の基準額、1期3,440円、2期3,500円、3期3,600円ですか、4期になって3,300円、下げておりますけれども、5期になって3,600円、今そして4,500円、こういう経過をたどっているわけであります。将来にわたっては今のところ、32年度に向けて7期は少し上げなければならない、こういう方向です。ただ37年度以降、これについては、更に相当上げなければならぬのではないかという、1つの今の基本的な考え方をもっておりまます。時期年度については7期でありますけれども、先程言いましたように、少し上げなければならないのではないかなどと、そこまで大きく上げなくても済むのではないかと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 今7期、8期についても結構金額が上がる見通しだということなのですが、その1つの要因というものは、どういう感じを挙げておられるのか、その負担が増えるという根拠といいますか、それはどういうところに、今ある課題を解決するのだと思いますが、それらのことはどのようなことを考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 当然、要介護の認定者というのも増えていく傾向にあるわけでありますけれども、先程言いましたように、給付が伸びると、そういう状況かなと、こうみているところであります。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 次にお聞きしたいことは、負担が増えるということについては、色々意見が相当出ております。例えば、当町にあっては第6期では、基準月額は4,500円ということでございますが、75歳以上の後期高齢者にあっては、それにプラス、後期高齢者の保険料5,000円近い負担を月額でしていますね。更には、国民健康保険等の負担等も当然出てきますが、とりあえずその月に占める負担増が増えるということに対して、非常にそれぞれの負担増が重荷になってこないかということが1つ懸念されてくると思うのです。今期に限らず7期、8期というのは、どんどん金額が増えていくと、1人が支払う保険料がどんどんアップしていくと。収入は一定程度しかないということに対しては、どう対応しようとしているのか、その観点からお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 収入は伸びないということですが、一般論として少し理解をするつもりでありますけれども、そういう経済情勢含めて、そういうことになるのかな。しか

し、一方では要介護といいますか、介護の人間が増える、更に給付費が増えていく、そして支払うのも増えていくという傾向は、傾向としては理解するわけでありますけれども、ただ、我が町だけでこの辺のことをああだこうだと議論といいますか、求められても、なかなか1つの町の形態の中の分析はしていかなければならぬとは思っていますけれども、経済情勢だとかそういうものもありますから、ばつんとこうであるということは、なかなか申し上げにくいわけであります。その辺については、これは1つの国家的事業でありますので、その辺のところをご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） これは、我が町のことではありませんが、現実、介護保険料を支払いできないというような家庭も全国的に今、たくさん出てきているという現状です。これについては、保険料の支払いができなかった人については、ペナルティが加算されるということですね。給付の実態が、負担が2割になるだとか、色々制度上ペナルティが課せられるということですから、いよいよ格差の問題というのが非常に大きくなるのかなという一方で、なると思います。制度の仕組みそのものは国の法律を基にした制度ですから、これは町長が言われるよう、何ともしがたい制度です。当然、給付の部分が増えてくると負担の部分も増えざるを得ない。それは国の制度設計の中では、国を始め自治体が負担するのは50%超えないという制度設計ですから、当然50%の被保険者の部分は当然、負担が増えるというのは当然の仕組みですが、しかし、これだけ介護保険制度が2000年に始まって、17年間の中で、改正が次から次へとおこってきているという現状の中では、やはり、国は国としての介護保険制度の中で、町も運用していくのは当然ですが、しかし、その負担増の部分を町独自の施策として、別な手法を考えるのも1つかなと思いまして、後程の4番目でその辺のことも質問したいと思いますが、そういうことも1つは頭に入れる必要があるのではないかと。要するに負担の軽減というか、負担の現状維持というか、これ以上は上げないというような何かそういう手法も必要になってくるのではないかと思っていますが、その辺の基本的な考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） なるべく上げない、上がらないということも検討していかなければならない、工夫していかなければならぬ。それと同時に、介護の給付を受ける方々についても色々考えて、予防対策だとかそういうことも含めて、なるべく介護認定者が増えないようなことも、みんなで努力していく必要があるのかなと、このように思っています。介護のその4番目の質問には、なかなか答えにくいわけでありますけれども、我が町として出来る範囲、出来ることを見つけながら、探さなければならない部分もあるわけあり

ますけれども、それには非常に限界があるのだということもご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 次に、2番目の2015年実施の介護保険法改正で行われてきた、義務付けされた総合事業の現状ということで、これについては平成30年からの完全実施ということで、美深町もたぶん今年度からの取り組みを始めたというように、私は理解しておりますけれども、ただ、この事業そのものの担い手が社会福祉協議会ということでございますが、これは厚生労働省にあっては、自治体あるいは担い手となるべき事業主体というのが様々なところに展開をすべきだということになっていますが、美深町においては社協が1つの担い手ということですが、これらについては介護保険制度の中では予算規模ですとか、それらについては従来の要支援の部分にあたると思うのですが、要支援の部分は、個人への要支援の給付から、1つの事業体としての給付に形が変わるという形になると思いますが、その辺からすると、本来の介護保険法でいう要支援者に対する介護給付という部分が、1つは欠落してしまう可能性もあるのではないかと思いますが、その辺のいわゆる色々な方がおりますから、その辺のところがどうしようとしておられるのか、その考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） まず、委員さんが心配されるというか、ご指摘の通り、非常に要支援の部分が出来てきておりまして、なかなか国の思惑といいますか、どうも向こうの思惑通りなかなか進めない、受け皿として非常にこれから作りつつあって、一緒になって進んでいる状況でありますので、なかなか思うような形にはなっていないのかな、しかしながら我が町としては、こういうところにもボランティアといいますか、そういうものを求めなければならない、サロン的なことも含めて、努力をしているような状況でありますので、ご理解をいただきたいと思います。なかなか、この介護制度というものは、先程ご指摘のように計画が変わることによって何度も変わるような、それも経費がかかるからここは、私どもから見れば、少し切り下げるような形がどうしても見えるのでありますけれども、議員さんもそう感じられているのだと思いますけれども、しかしながら、その中で、どのように地域として頑張っていくかと、こういうことでありますので、十分ではないと思いますけれども理解をしてもらうより仕方ないのかなと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それでは続いて3番目の問題について問いますが、地域包括ケアシステムについてお伺いしたいと思いますが、この実現に向けた取り組みの中では、事業

所と1つの大きな展開の中では、成果が1つあったとお話を伺いました。第7期の策定にあたっては、ちょうどたまたま医療計画の策定時期とも重なってきます。国が言うその、地域包括ケアシステムの状態をイメージとして考えてみると、やはり1つは大きな、そこでこれが出来るか、出来ないかということについては、医療との関わり合いが随分大きいのではないかと思います。その辺について、今、当町は、在宅医療あるいは訪問医療等については、まだ実現できないような、まだまだ道は険しい状態にあると思います。たまたま、医療計画の策定時期と重なることもあるって、この医療との関わり合いというか、その辺が非常に大きな重点となると私は思っているのですが、その中で連携作業といいますか、医療機関あるいは医師等の連携作業というものが必要になってくると思うのですが、その辺の事業計画策定の中では、どのように反映されようとしているのか、今、策定の時期ですから、この後たぶん策定作業に入ってくると思うのですが、粗方内容は決まっていると思いますので、その辺のところがどのように今後、展開しようとしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 医療との関り等々と言われますと、非常にこれまたうちの医療体制にご理解頂いているのかな、そのようなこともありますて、非常に難しいといいますか、頭の抱える課題でありますけれども、しかしながら、持てる現実を理解しながら、地域と関係者と共に最善の努力をするように連携をしなければならないし、努力をして参らなければならぬと、このように思っております。ただ、本当に言われるよう、医師の体制含めて、医療に従事する人間等々も、保健師も含めてありますけれども、非常に介護に従事する職員等々についても、まだまだ十分でないということも認識をしながら、しかしながら、その現実を踏まえながら、どうのように連携をしていくか、底上げをしていくか。この努力を7期の中で、どこまで盛り込めるか、努力して参らなければならないと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 中身は医療のことではないですから、あれですけれども、やはりここで言う、重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らしを、そして人生の最後まで続けられることができるよという、その1つの大きな課題と言いますか、目標と言いますか、それに向けてやはり努力する必要は、今、町長も努力したいという話でしたけれども、やはり具体的にそれも第7期なのか8期なのかわかりませんが、介護保険事業計画の策定とその実施にあたっては、その辺のところをしっかりと据えて、腹をくくってやる必要があると思います。様々なその課題がある中で、やはり最終的には医療的

な見守りですか、緊急時の往診への対応ですか、それから平時のかかりつけ医の対応ですか、看取りや終末期の対応ですか、やはり、どうしても現状は何かあったら救急車でという1つの方向、何か自分の体調がおかしかったら病院へという1つの方向が今までついてきたのだけれども、それだけではなくて、選択肢として、今、言ったようなことも必要な地域包括ケアシステムの中では、必要な時期がくるのだろうと私も思っています。そのようにしなければいけないというように思っています。やはり、それらは具体的な計画策定の中でしっかりとそれはやるべきだというように思いますが、それについての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、議員からご指摘と言いますか、心配されている事柄等々について、私も充分認識をしながら、本当に非常に頭の痛い、地域包括ケアシステムをどう作り上げていくかと、こういうことでございます。ご案内のように、住み慣れた我が町で最後まで看取りも含めて生活していきたいと、それが1つの願望に近い形があるわけありますけれども、現実としてそれで家族共々に最後までやりきれるかということも含めて考えていかなければならない。そういう中で、今ある施設だかと介護だとか、そういうことも含めて考えていかなければならない。そして最後は医療というようなことにも、救急も含めてありますけれども、繋げていくということも含めて、やっていかなければならない。非常になかなかばつんとしたことを申し上げにくいのでありますけれども、施設にしても医療・介護色々あるわけでありますけれども、我が町くらいの規模でいくと、十分とは言えませんけれども、まあまあ整いつつある町ではないのかなという認識はしております。しかしながら、これで良いという事にはならないと。したがって、先程から申し上げている通り、色々なことを含めて努力をしていかなければならないと思っております。そこで地域住民の方々、そういう関係者の方々についても、我々の考え方と共有できるようなこともお願いをしていかなければならないと。地域共助といいますか、そういう部分についてもお願いをしていかなければならない場面が多々出てくるのではなかろうかと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 考え方というか、非常にそれは素晴らしいなと思います。ただそれは、あくまでも希望であったり、夢であったりするものは、具体的に施策として、事業計画として、やはり挙げていく、そしてそれを実施していくというのが次のステップになると思います。先程言わされましたように、この地域包括ケアシステムの中で、やはり最後は医療との連携がしっかりとないと、現状の中でそこがないことによって、地域から人がど

どんどん出て、お年寄りが出ていくという現状が今、起こり始めて数年になりますよね。元気なうちに子供のいる地域に移り住むというような現実がどんどん生まれてきているという考え方と、いち早くその辺のところに安心していただけるような、そういう包括ケアシステムの構築を優先的に考えて行く必要があるのかなというように考えるところですが、それは次期の事業計画に盛り込むなり、それを実施していくというような、しっかりととした方向性を作っていく事が必要だと思います。町長は、医療の現状はおわかりのように、理解していただいているというように言われますが、それはそれで理解はしていますが、しかし、そこはやはり解決をしていかなければ、この地域包括ケアシステムそのものが、運用が難しいのではと思うところなのです。その辺のところの決意というか、一步前に出る答弁が実はほしかったところなのですが、改めて考え方を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 介護とかそういう部分、更に医療に結び付く、第7期に向けた総括的なお話をいただいたのかと思いますけれども、その6期もそうでありましたけれども、7期も本当に非常に期間の短い計画ごとであります。国もすでに始まってから来年、再来年ですか、7期を迎えるような状況でございまして、1つの期で整理できるもの、できないもの、非常にあるなど。ただ将来的に課題、それは例えば美深の養護老人ホームの課題であったり、美深の厚生病院が介護病棟12床をなくしたと、今後もそういう方向でいくのか、そして厚生病院の運営をどうしていくか、こういう諸々かかるてくるわけであります。更には介護の問題であるとか、さらに相対的な我が町の施設グループホームといいますか、そういう諸々の施設のこと、そういうことも考えていかなければならない。そして人口減少であるとか、更には高齢者の数が今、大体ピークになりつつありますけれども、将来どうなっていくのか。ただそうは言うけれども、名寄とうちとの距離は縮まることも、伸びることもないと理解をすれば、今、高速はこの状態になっていますけれども、より近くなるのではないかなど。救急のことだとか諸々考えて行くときに、長きに、ここまで踏み込んで、きちんと書ききれるかということになれば、そういう将来的な課題は全部認識しております。そこで書ききれるかというと、書ききれない部分が非常にありますので、総括的な、少しほけているような答弁をしているのかもしれませんけれども、ご理解を頂いて、それは将来的な課題としているのだと。春までに策定しなければならない計画には、具体的なところまでは、なかなか盛り込めないものがあるのだということもご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 1つは、国が制度改革をどんどんやってきたというその弊害が、

今、やっぱり市町村が受けているという現状だと思います。介護保険制度というのは、保険制度ですから、民間の保険でもそうですが、一定の何か事件、事故等があった場合には、その基準によって支給をするという仕組みですよね、制度そのものは。ですから、それが次から次へと改正、改正で、どんどん変わってきたということに対しても、やはり、しっかりものを言わなければならないというような、市町村の立場では、それは機会を見つけてやはり発言をしなければならないと1つ思います。そして、更に国の施策ですから、法律を改正してどんどんそのような状況が生まれてきた中では、それに対抗するような人の努力というのも、市町村独自の考え方で、制度設計をしていく必要があるのかなというようにも考えるところであります。介護保険法を改めて今、第1条を朗読します。要介護状態になった人の尊厳を保持し、能力に応じて自立した日常生活を営めるよう、必要な給付を行う、というように大きな目的が書かれています。1つは、尊厳をしっかりと保持する手法と、それぞれ自分の自立に向けて介護保険法の中で、これとこれを選択して、私の介護をお願いしたいというそういう仕組み制度設計の中で、この介護保険が成り立っていると思います。段々その負担が増してきたという現実に対しては、それなりに自治体も対応を考える必要がある時期に来たというように思います。色々本でも、雑誌でも、世論でも色々こうそれについての対応の仕方も、色々なところで本など出ておりますけれども、基本的には負担を今以上あげないと。現状から上げないような努力をどうしたらできるのかということを、どうしたらできるのかということを1つは考える必要があるなというように思います。そこで1つ、1つは私の試案ですからあれですけれども、ある意味、町村が別枠でドイツが進めているような家族介護手当、いわゆる現金給付という形で、それらを町独自の施策として制度設計をしてはどうかという提案であります。それについては、今、配布いたしました資料の1、ドイツが行っている介護保険の制度設計の中身を簡略したものを作りましたが、1・2ページをご覧いただきたいと思います。さらに資料2で触れましたが、ドイツの介護給付の仕組みは、サービス給付と現金給付の2種類があり、利用者の多様な選択が可能な制度になっていると。ここで私が取り上げたのは、家族介護手当を現金給付できないかというような、そういう仕組みづくりのことでございます。現在、在宅介護に対しては、町独自の支給という形で、金額を、一定程度の金額を支給していますが、対象が要介護1、要介護2の在宅介護が可能な利用者の家族介護者として考えますと、対象の総数は、現在の人口構成、平成28年度と平成41年末のこれは推計ですが、出しております。これに対して、現状でいきますと要介護1と要介護2の比率からしますと107名が対象となります。今、負担等、それから給付の伸びが、しばらくは続くのだろうということでございますが、ただ41年の推計、2030年からの推計から考えますと、一

定のピークが超えたところで、少し下がってくるのかなというように思います。そうすると、この対象者はもう107人前後という形にずっと推移するのかなと思います。これについては、支給額を試案として年間120万、在宅介護する方の家族手当として、町独自の施策として打ち出すと、そうした場合に要介護1・要介護2の対象者の半分が在宅介護を希望した場合、総額としては6,480万ほどの金額になります。在宅介護70%希望したということになると、概ね9千万ほどの費用が発生します。これについては、町の一般会計の組み立ての中で、これらの費用を負担するような仕組みを作っていったら、今の介護保険法にあります介護の仕組みの支給の部分では、金額的に結構な金額が減るのかなというように思います。先般、ヒアリングをさせていただきまして、その要介護1・2に係る費用については、全体の1と2を足しますと、27.5%が費用負担の割合になります。金額にして、1,230万、1,240万程の金額の負担になりますが、そちらの負担も減ることによって、介護保険そのものの制度が、運用が負担の部分を上げなくても運用ができるのではないかと、そういった1つの試案でございます。介護を担う方々は家族であったり、親族であったり、知人であったり、ご近所の人であったり、一定の研修や資格取得を条件として、これらを充てるという形になります。ある意味、ホームヘルパーの増員というような形、形としてはなるのかもしれません。支給については、地域商品券でという形が良いのかなと思ったりします。これらについては、全額なのか、50%なのか割合については、それは今後検討する必要がありますが、財源は一般会計から基金の積み立てで対応すると。年間1億円の基金を積み立てることで、それらに対応していくというような試案です。要支援の1・2については、先程質問した総合事業の充当で対応すると。要介護3・4・5については、施設介護を主体とした取り組みを充実させるという形にしてはどうかということです。結果としては、介護の担い手不足を解消できるということ、それから新たな施設建設、あるいは人材確保は今、非常にそれぞれの施設が人材不足で悩んでいますが、その人材確保の必要が減少することも考えられます。これは全国的な問題として今、出てきていますが、介護離職という問題、老老介護と言った問題も1つは解消できるのかなというように思います。保険料の負担抑制が可能で、介護保険制度の健全な運営が可能になると。更には地域にお金が回る仕組みが出来て、地域経済の活性化に繋がっていくと。今は、カンフル剤的に商品券の発行を毎年しておりますが、その辺のところをこういう形に切り替えて、地域にお金が回る仕組みを恒久的に作っていくという方法も1つかなということで提案させていただきました。先程、町長はなかなか難しいなということでございましたけれども、これは1つの試案ですから、今後、色々検討していく中で、介護保険とは別枠で町独自のそういうたった施策というものを組み立てていく必要があ

るのかなというように思うところであります、改めて町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ドイツの介護保険の資料等も示されながら、今、試案なるものも聞かせていただいたところでございます。しかしながら、非常に、冒頭申しましたように、国においてもドイツの介護保険制度そのものも少し勉強された経過があるようありますけれども、非常に、これらの導入といいますか、取り組み等についても難しいものがあると。したがって我々の段階に、こういうものが検討した中身がおりてきているわけではありませんし、今後、このようなことも自治体として考えてはどうかというような投げかけもないわけでありますけれども、そういう中で議員から1つの試案的なものも示されたのかなと思っておりますけれども、一言で言えば、非常に先程から申し上げていますように、難しいものがあるのだということを、答弁にならないかもしれませんけれども、言わせてほしいなと思っております。本当に、それも先程言われました介護とは別な方向でも、というような話もあったわけでありますけれども、そういうことも含めて、何かいい話といいますか、我が町でこういう制度が、ああいう制度がということもありましたら、それは勉強の機会といいますか、そういう中で議論するのもいいのかなとそのように思いますけれども、非常に介護制度の中で、これらを取り入れていくとか、または実施して行くというのは非常に難しいというか、課題が、ちょっと検討するにも検討しようがないなというのが、正直な今の段階であります。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 残り時間あまりございません。実は、政務活動費を利用させていただきまして、10月に5日間ほど私も勉強の場所に行ってまいりました。滋賀県にあります、全国市町村国際文化研修所でございます。そこで示された色々な講師の方々のお話を聞きながら、実際に演習等もございまして、その演習の中でこういった制度設計もどうなのだろうかということで提案させていただいて、更にそれを精査した中身です。是非、こちらも参考にしていただきたいと思いますので、これがその時の研修の時のレシピの中身です。こんなに厚い5日間の勉強をさせていただきました。まだまだ頭の切れが悪くて、理解して、飲み込めるところまでいけませんが、しかしやはり、一番大事なところは、いかに安心して暮らしていただけるかという、その安心感のある制度設計というものを作らなければいけないというように思っているところです。是非、検討にもあたらないというお話をしたが、関係するそれぞれの係の中では、是非、今ある制度で精一杯なのではなくて、もっと違う形で、この制度をきちんと運用できるような仕組みはないのかという、そ

ういう視点も大事なのかなと思っています。すでに他の市町村の例を出すと、それはその市町村のことですからという答弁にたぶんなると思うので出しませんが、こういった制度設計の仕組みは、介護保険に関することについても、全国でもうすでに何例か、あちこちで独自の施策形成を実施している市町村がたくさんあります。それらについても更に勉強をされて、お互い勉強をしながら進めていきたいと思いますので、ご配慮のほどをお願いしたいと思います。それだけ述べて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、7番 岩崎君の質問を終わります。

只今から暫時休憩を行います。再開は概ね13時15分といたします。

---

休憩 午後 12時04分

再開 午後 12時45分

---

○議長（倉兼政彦君） 皆さんお揃いですので時間が早いのですが、休憩を解き会議を再開いたします。

---

◎日程第5 議案第40号

○議長（倉兼政彦君） 日程第5 議案第40号 美深町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案40号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正は、幼児センターが行う利用認定、保育料決定等の為に必要な住民票や所得等の情報について庁舎内ネットワークを介して、町側が保有する特定個人情報の提供を受けられるようにするための規定を追加するものであります。よろしくご審議頂き、原案決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは、議案の説明をさせていただきます。議案書1ページをお開き頂きたいと思います。議案第40号 美深町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について。美深町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

1枚めくっていただきまして、資料をお付けしておりますのでご覧いただきたいと思います。改正の趣旨につきましては、只今町長の方から説明あった通りでありますけれども、ここに①から③まで記載されておりますが、これにつきましては、下の改正案の表の中に記載している内容と同じになっておりますので、その説明と重複しますので、表の部分での説明とさせて頂きたいと思いますが、①の部分については改正、一語を加える改正でございまして、②・③については、新設の規定ということになってございます。別表2の改正になってございますが、これは第5条に係る改正でございまして、この条例の第5条では法に定めております地方公共団体の執行機関総合の特定個人情報の提供についての規定となってございまして、これにおきまして、現行では町長が教育委員会に対して提供できる特定個人情報と利用できるその事務、それについて定めてございまして、これを改めるものでございます。まず、現行表にあります学校健康安全法に係る事務、これにつきましては現行では提供できる特定個人情報については、住民票の関係情報ということになっておりますが、これに加えまして、地方税関係情報を加えるという改正でございます。これは要保護、準要保護の医療費補助を対象とするものの認定に関する事務ということでございます。次に、新たに加える規定でございますが、子ども子育て支援法に関する事務、これは幼児センターへの入所判定のための世帯状況等の調査、または保育料の階層区分、この決定のための所得調査ですとか、あるいは児童発達支援等の利用状況の調査、これを調べるための提供できる特定個人情報を定めるものでございまして、1つとして地方税関係の情報、2つとして住民票の関係の情報でございます。次のページをめくっていただきまして、(3)となってございますが、これは児童福祉法による障害児の通所支援に関する情報、更に(4)としまして、障害者自立支援給付関係の情報、この4つを新たに加えるものでございます。そして2つ目の規定でありますが、これは美深町特定教育保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例でございます。これは幼児センターの利用者負担の減免について、この決定において特定個人情報を提供できるということで、この特定個人情報につきましては、地方税関係の情報、そして住民票関係の情報、この2つを追加するものでございます。この条例の施行期日、これは交付の日からとするものでございます。以上が、議案第40号の説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第40号の説明を終了いたします。

---

◎日程第6 議案第41号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 議案第41号 美深町長等の給与に関する条例等

の一部改正についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第41号 美深町長等の給与に関する条例等の一部改正について提案説明を申し上げます。これまで、特別職・議會議員の期末手当は人事院勧告を勧告して定めて参りました。今回の人事院勧告において、勤勉手当の引き上げが勧告されており、これを考慮して年間で0.1カ月引き上げようとするものであります。よろしくご審議頂き、原案決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは、議案書5ページをお開きいただきたいと思います。説明させて頂きます。議案第41号 美深町長等の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。美深町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

4条からなる条例を制定するものでございまして、第1条、第2条は町長等に関する改正、第3条、第4条が議會議員の改正となってございます。資料でご説明させていただきますので、1枚めくって頂きまして、7ページをご覧いただきたいと思います。今回の国の国家公務員の改正に伴いまして、この後の議案第42号にも係るわけでありますけれども、職員の給与の改定に基づきまして、町長等の改正も行うということでございます。ここに表がございますが、期末手当の支給率、職員につきましては勤勉手当を0.1カ月分増額となっておりますが、町長・副町長・教育長および議會議員につきましては、期末手当ということで支給率を0.1カ月増やすものでございます。現行6月、12月合わせまして、4.3カ月分の支給率を4.4カ月に改めるものでございますが、29年度の改定と30年度移行の改定に分かれてございまして、29年度については6月分がすでに支給されているということで、12月分に0.1カ月分を増額するという改正でございまして、これが第1条と第2条の改正となってございます。次に、30年度以降の部分でござりますけれども、それぞれ6月、12月0.05月分を増やしまして4.4カ月とするものでございまして、これが第2条と第4条に記載を謳ってございます。この条例の施行日でございますけれども、交付の日から施行して29年の12月1日から適用、ただし第2条、第4条については、30年4月1日からとするものでございます。以上、議案第41号の説明とさせていただきます。

○議員（倉兼政彦君） 以上で、議案第41号の説明を終了いたします。

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 議案第42号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第42号 職員の給与に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この一般職の給与条例につきましては、国家公務員の給与に関して、平成29年人事院勧告に伴うものであります。人事院勧告では、俸給月額および勤勉手当について、民間の給与水準に準拠した引き上げが勧告されたことから、本町におきましても、これらに準じた改正を行うとするものであります。よろしくご審議いただき、原案決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきますので、10ページをお開きいただきたいと思います。議案第42号 職員の給与に関する条例の一部改正について。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

これも資料で説明させていただきますので、16ページをお開きいただきたいと思います。今回の改正につきましては、この改正の趣旨のところに記載の通り、俸給月額の改正、それと勤勉手当の改正となってございます。俸給月額につきましては、400円の引き上げを基本に初任給を1,000円、同時に若年層の給与についても1,000円の引き上げを行うということでございます。さらに、勤勉手当については、支給率を0.1カ月分引き上げまして現行1.7カ月から1.8カ月とするものでございます。この条例の適用につきましては、第1条関係、この俸給月額の改正と勤勉手当の29年度分の改正に係る分については、29年の4月1日から適用させるものでございまして、第2条関係、これは勤勉手当の6月、12月それぞれ0.5カ月分引き上げるという改正の内容でございますが、これにつきましては、平成30年度からの適用となるものでございます。まず勤勉手当の改正を先に説明させていただきますが、下のこの表にある通りでございます。先程も町長等の改正等と内容が同一でございますが、職員については、勤勉手当の改正ということになってございます。期末手当、勤勉手当、合わせまして、それぞれ4.3カ月分の支給となってございますが、これを4.4カ月分に改めると。この0.1カ月分をそれぞれ勤勉手当の引き上げに充てるということでございますが、29年度分については、すでに6月支払っておりますので12月に0.1カ月分を増やすと。これが第1条の改正、第2条の改正につきましては、6月、12月それぞれ0.05カ月分増額をするという改正となってございます。次に、俸給月額の改正でありますが、次のページから給与表を載せてございます。まず初任給を1,000円ということでございますが、現行の、ここで説明をさせて

いただきたいと思いますが、給与表の1級の21号俸、18ページの上の方にありますが、この21号俸14万6,100円とありますけれども、これが高校卒業ストレートで採用になった場合の初任給となってございます。同じく18ページ中ほどに、31号俸というものがございます。15万8,800円これが短大卒、そして41号俸17万8,200円ございます、これが大学卒の初任給となってございまして、それぞれ右の方にスライドしますと1,000円ずつ引き上げになっているということでございますが、この1,000円の引き上げにつきましては、1級については、72号俸までが1,000円の引き上げとなってございます。この表でいきますと19ページの下の方に72号俸ありますが、ここまでが1,000円の引き上げで、以下900円、800円というような引き上げになってございます。2級につきましては、24号俸まで18ページの上の方にありますけれども、23万900円とあります。これが1,000円の引き上げでございまして、以下900円、800円という引き上げになってございまして、400円の引き上げというのが2級では65号俸から400円ということになってございます。さらに3級では1,000円の引き上げが8号俸までが1,000円の引き上げとなってございまして、100円ずつ少なくなっていますが、3級の49号俸、これからが400円の引き上げということになっております。4級・5級・6級の1,000円の引き上げはございません。4級では33号俸からが、400円の引き上げになってございます。5級につきましては、25号俸から400円、6級については17号俸から400円の引き上げという、こういう引き上げの内容になってございます。以上が給与表の説明とさせていただきまして、次、22ページが第2条関係、先程説明いたしました30年4月1日施行の勤勉手当の改正に係る新旧対照表となってございます。以上、議案第42号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第42号の説明を終了いたします。

---

#### ◎日程第8 議案第43号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議案第43号 廃棄物処理の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第43号 廃棄物処理の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について提案説明を申し上げます。平成7年5月に供用を開始した現在の埋立処分場は、来年3月31日をもって廃棄物の受け入れを停止することといたします。当初計画していた15年という使用期間を超えて、約23年間にわたって使用することができました。これは、この間の処分手数料の有料化、リサイクルの推進、分別収集などによるごみの減

量化に対する町民の皆様のご理解とご協力によるものであり、心から感謝を申し上げところでございます。これを引き継ぐ新しい処分場は、名寄市・下川町・音威子府村そして美深町の4市町村で構成する名寄地区衛生施設事務組合の事業として名寄市内に整備を進めて参りました。平成25年度から始まった整備事業は埋立地造成工事の完成を待つばかりとなり、来年4月の供用開始に向けて準備を進められているところであります。この処分場の移行に伴って廃棄物処理の方法、手数料の見直しが必要になると合わせて、指定ごみ袋のサイズ追加による利便性の向上、生活環境の改善を図るため美深町廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部改正と美深町廃棄物処理施設設置条例の廃止に関する条例を整備するものであります。よろしくご審議頂き、原案決定くださいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書の23ページをお開き頂きたいと思います。議案第43号 廃棄物処理の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について。廃棄物処理の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

2条からなる条例としてございまして、1ページめくっていただきまして、25ページに資料を付けてございますのでご説明申し上げます。改正の趣旨につきましては、只今町長の方から説明があった通りでございますが、この条例で2つの条例に関して、改正さらには廃止ということで、1本につきましては、美深町廃棄物の処理および清掃に関する条例、これの一部改正を行う。これが第1条の改定です。そして下に2とありますが、美深町廃棄物処理施設設置条例の廃止、これが第2条に係るものでございます。第1条につきましては、埋立処分場の廃止に伴って、それぞれ広域の埋立処分場へ移行すると、それに係っての改正、さらには（2）に記載しておりますけれども、指定ごみ袋のうち、炭化ゴミ、それから紙おむつの専用袋、これを増やしまして、サイズを豊富化すると、サイズを増やすという改正でございます。（3）がその他文言整理に関する改正でございまして、まず第1条関係の説明をさせて頂きます。25ページ中段の方から表にございますが、まず第2条の改正、第2項第5号の改正につきましては、これは引用している法律の名称が改正されてございまして、その法律の名称の改正、さらには引用条項がそれによってずれてきておりますので、条項のズレを改正するものでございます。次に、次のページ、26ページ第4条第2項の改正、これは文言の整理でございますが、第2条でそれぞれ廃棄物の定義等をしてございますが、その定義に重複した条項の文言となっておりまして、これを今回、整理するということで、事業系廃棄物という文言で整理をさせていただくということでございます。次に、第16条が適正処理困難物の指定ということでございますが、

新たに広域のごみ処分場での処理ということになりますので、ここに名寄地区衛生施設事務組合のということで、一言加えるものでございます。次に第19条の改正、町が処理する一般廃棄物の処理でございますけれども、現行、埋立処分場に直接搬入するというそ ういった規定もございますが、今回、それが町の処理施設が、その埋立処分場が廃止してしまいますので、残る町の処理施設これはリサイクルセンターがございます。そのリサイクルセンターに直接搬入する規定をここに残すということでございまして、1つが家庭系廃棄物のうちの再生資源、いわゆる資源ごみのことを指してございます。さらに第4項で事業系一般廃棄物のうち再生資源、この資源ごみを直接搬入して頂いて、それを引き受けることが出来るという改正としてございます。次、第24条の改正、これは産業廃棄物に関する規定でございますが、一般廃棄物と合わせて処理することが可能な産業廃棄物に関して規定をしてございますが、処分場が廃止をしてしまいますので、この第24条については削除をするという改正でございます。次に、第29条の改正、廃棄物処分の手数料に関する条項でございますが、これは後で別表の方に出てきておりますけれども、それぞれ家庭系、事業系、さらには産業廃棄物の料金ということで、ここで規定をして、別表でその金額を謳ってございましたが、今回、表を整理いたしまして、1表でそれぞれ定めるとい うことで29条の第1項にその旨を謳うというように改めるものでございまして、その改正でございます。第31条につきましては産業廃棄物の手数料、これは廃止をするということでございます。第32条は、その表が改められるということに伴う別表第4を第2に改めるというものでございます。それでは、めくって頂きまして、現行の手数料に係る規定につきましては、別表第1で家庭系の廃棄物、別表第2で事業系の廃棄物、さらに次のページ、30ページに産業廃棄物に関する手数料を規定してございますが、この30ページの別表第3については、これは削除ということでございます。前に戻って頂きまして、28ページ、29ページにそれぞれございます別表第1、別表第2を合わせまして、改正後の別表第1とするものでございまして、現行の28ページの別表第1の(1)(2)(3)とございますが、この(3)のごみ埋立処分場に搬入された一般廃棄物を処分する時とい うことで、10kgにつき62円という規定がありますが、これは本町の処分場については閉鎖をしてしまいますので、この部分については削除をするということでございます。これら別表第1、別表第2を合わせまして、新しい別表第1ということでご説明申し上げます。まず手数料の種類として、1として家庭系の廃棄物、2として事業系の廃棄物とい うことでございます。1としている家庭系の廃棄物については、現行の別表1の(3)を削ったものをここに移行したということです。下の2の事業系廃棄物については、現行の別表第2をこちらの方に移行させたということでございまして、次に取扱区分につきまし

ては、それぞれ家庭系、事業系も内容に変更はございません。文言の整理をしてござりますけれども、指定のごみ袋によりそれぞれ搬入する、さらには（2）につきましては、事業系の一般廃棄物でリサイクルセンターに資源ごみを直接搬入した場合の料金ということで決定するものでございますが、まず家庭系の廃棄物の基礎単位で、ア・イ・ウとしてございます。このうち一般ごみの（ア）の部分については、現行通りで変更はございません。次に炭化ゴミ（イ）の部分でありますけれども、現行は6Lと16Lの2種類の袋となってございますが、これに容量3Lの袋を加えると。少量の部分で処分をしたいという、そういういた要望も住民の方からございまして、これを新たに加えて料金を21円と設定しようとするものでございます。次に、炭化ゴミの（ウ）紙おむつの専用の袋でございますけれども、現行については20Lの袋ということで、1種類しかありませんでしたが、これも少量の処分をしたいというといった要望がございまして、10Lの袋を新たに設定して、料金を21円とするものでございます。次に（2）の粗大ごみの部分については、現行通り200円と、1品目200円とするものでございます。次に事業系の改正であります、これも同様です。（ア）の炭化ゴミにつきましては、3Lの袋を新たに追加して21円とするもの、（イ）の紙おむつ専用の袋につきまして、10Lの専用袋を新たに加えまして、料金を21円とするものでございます。その下（2）のリサイクルセンターに直接搬入する場合の資源ごみの扱いでございますが、現行は103円と規定してございますが、新たに出来る広域のごみ処分場の事業系の廃棄物の料金が83円に統一されるということがございまして、この資源ごみの料金についても、この料金83円に統一するということで、103円から83円に改めるものでございます。以上が、第1条関係の説明とさせていただきます。次に31ページ第2条関係、これは条例の廃止でございますが、ここにあります美深町廃棄物処理施設設置条例、これを3月31日末をもって廃止をするというものでございますが、この第4条のところに※印してございます。これは施設の管理に関する技術管理者の資格に関する規定でございますが、この部分を附則の経過措置の中で残していくという、そういう改正をするものでございます。32ページめくって頂きたいと思います。附則といたしまして、この条例、30年4月1日から施行するということで、この設置条例そのものはなくなってしまいますが、ただその後、二次処理ですとかそういういた廃棄物を直接持ち込むということはございませんが、公の施設としての役割は終えますけれども、施設そのものはこれまで通り管理をしていくと。当面の間は管理をしていくということになります。従いまして、その管理をするにあたっての技術管理者の設置義務もございますので、この現行の条例の第4条の規定については、廃止後もこの分については、有効とするという経過措置を附則の第2項で謳うとするものでございます。以

上議案第43号の説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第43号の説明を終了いたします。

---

◎日程第9 議案第44号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 議案第44号 美深町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第44号 美深町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正について提案説明を申し上げます。本件は土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項および文言の修正並びに負担金支払い期間の始期を明確にするよう改正するものであります。よろしくご審議いただき、原案決定くださいますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは、議案書33ページでございます。議案第44号 美深町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正について。美深町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

めくって頂きまして、34ページ裏面をご覧いただきたいと思います。大きくは引用条項の改正と、それぞれ徴収の始期を明確にする改正となってございます。アンダーラインの部分、まず第5条第3項の法第88条第1項、条項のずれがございまして、87条の5に改めるものでございます。次、負担金の支払い期間の始期といいまして、現在、翌年度あるいは指定する年度と規定をしてございますが、これをより明確にするという改正となってございまして、翌年度の初日、さらに指定する年度の初日ということで改めるものでございます。後は文言の整理、漢字表の改正による改正でございます。附則といたしまして、この条例の適用でございますが、交付の日から施行するという改正でございます。以上議案第44号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第44号の説明を終了いたします。

---

◎日程第10 議案第45号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 議案第45号 森林公園美深アイランド指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第45号 森林公園美深アイランド指定管理者の指定につい

て提案説明を申し上げます。現在、株式会社美深振興公社を指定管理者として管理運営をしている美深アイランド内の林業保養センター、ふるさと館、チョウザメ館、そして美深森林公園施設については、平成29年度末をもって5年間の指定期間が終了しますが、引き続き、この指定管理を行うべく提案するものであります。指定管理の候補者については、林業保養センターの開設当初から事業運営に携わっており、平成17年度からは指定管理者として13年間の豊富な運営実績があり、各施設の機能を十分理解しております。また、厳しい経営状況や施設の老朽化の課題を踏まえて業務改善に取り組んでおり、観光拠点としての施設機能を十分に活かしながら効率的な事業運営が出来ると判断したところでございます。指定期間につきましては、安定的な事業運営のためには長期的な継続性が欠かせないものと判断をいたしまして、平成30年度から34年度までの5年間とするものであります。よろしくご審議頂き、原案決定くださいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書35ページをご覧ください。議案第45号 森林公園美深アイランド指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、次の通り森林公園美深アイランド指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

現行平成25年度4月1日から30年の3月31日までの5年間で指定管理を行っていたものの引き続き行わせるということでございまして、まず指定管理者の管理を行わせる施設の名称及び所在地でございます。名称が森林公園美深アイランド、所在地が美深町字紋穂内133番地ほか3番地1ほかでございます。2として、指定管理者となる団体でございます。これは公募によらない指定管理者とするものでございます。所在地が美深町字紋穂内139番地、名称が株式会社美深振興公社、代表取締役山崎晴一、3といたしまして指定期間が平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とするものであります。以上、議案第45号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第45号の説明を終了いたします。

---

◎日程第11 議案第46号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 議案第46号 ほっとプラザ・スマイル指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第46号 ほっとプラザ・スマイルの指定管理者の指定につ

いて、提案説明を申し上げます。現在、第2自治会を指定管理者として管理運営をしている、ほっとプラザ・スマイルについては、平成29年度末をもって5年間の指定期間が終了いたしましたが、引き続きこの指定管理を行うべく提案するものであります。指定管理の候補者については、ほっとプラザ・スマイルの開設当初から5年間の運営実績があり、施設の機能等を十分理解しているわけであります。今後も引き続き自治会の活力を積極的に活用した適切な管理運営が期待できると判断したところであります。指定期間につきましては、安定的な管理運営の為には長期的な継続性が欠かせないものと判断いたしまして、平成30年度から34年度までの5年間とするものであります。よろしくご審議いただき、原案決定くださいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書最後のページになりますが、36ページでございます。議案第46号 ほっとプラザ・スマイル指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2、第6項の規定に基づき、次の通りほっとプラザ・スマイルの指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

これも先程の45号と同様、25年度から5年間指定管理を行わせてきたものでございます。まず1としまして、指定管理者の管理を行わせる施設の名称及び所在地でございます。名称がほっとプラザ・スマイル、所在地が美深町字大通南2丁目12番地でございます。指定管理者となる団体、この施設につきましても公募によらない施設となってございます。所在地が美深町字西1条南1丁目7番地の1、名称が第2自治会、代表者が会長田上史でございます。3番目として、指定期間、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間としようとするものでございます。以上、議案第46号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第46号の説明を終了いたします。

---

#### ◎日程第12 議案第47号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議案第47号 平成29年度美深町一般会計補正予算（第5号）乃至議案第53号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）について一括して議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第47号から議案第53号で提出しております一般会計及び5特別会計並びに中央簡易水道事業会計の補正予算につきまして、一括して提案説明を申し上げます。初めに議案第47号 平成29年度美深町一般会計補正予算（第5号）につ

いて説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、主に事業量の増減、入札減、人件費の整理、そして施設の修繕など緊急性のあるものについて整理して補正するものであります。その他、平昌オリンピック、エアリアル競技の観察に係る経費の計上、平成30年度からの広域ごみ最終処分場を受け入れ期間、受け入れ開始に伴い住民周知に係る啓発経費等の追加、厚生病院の医療収支の実績に伴う運営補助金の減額、職員給与費では給与改定や、人事異動各種手当に係る支給区分の異動によりまして人件費総体を整理するものであります。次に歳入でありますけれども、只今申し上げました歳出予算に係る特定財源などについて追加減額、不足する財源については前年度繰越金をもってあてています。また、これらの収支の状況から予定していた公共施設整備基金の繰入を一部取りやめるよう、措置したところであります。なお、歳入・歳出予算の補正に合わせて地方債を2件、過疎債でありますけれども減額いたしますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。これによりまして、一般会計の補正額は歳入・歳出それぞれ5,996万5,000円を減額して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ53億1,481万2,000円となるものであります。次に議案第48号 平成29年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、一般被保険者に係る高額療養費の追加、財政運営責任主体の都道府県化やマイナンバー制度に係るシステム改修など、事務費、負担金などの整理、そして職員の異動、給与改定に伴う人件費の整理を行うものであります。これによりまして、国民健康保険特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ738万8,000円を追加して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ6億7,914万円となるものであります。次に議案第49号 平成29年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、広域連合へ納付する事務費負担金、保険基盤安定負担金の確定に伴う減額と被保険者の増加を見込んで保険料納付金の追加をするものであります。これによりまして、後期高齢者医療保険特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ200万6,000円を追加して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ7,550万6,000円となるものであります。次に議案第50号 平成29年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、総務費につきましては、職員の給与改定に伴う人件費の整理を行うものであります。保険給付費については、施設サービス給付費、介護予防サービス等諸費の実績見込みによる補正を行うほか、社会保障・税番号制度などによる介護保険システム等の改修業務委託料を追加するものでございます。これによりまして、介護保険特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ119万3,000円を追加して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ5億9,59

4万1,000円となるものです。次に議案第51号 平成29年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。歳出では給与改定等に伴う人件費と電気料金の燃料調整額、割引でありますけれども減少に伴い光熱水費を追加し、工事請負費の入札減を整理するものであります。歳入では一般会計繰入金の減額調整を行うものであります。これによりまして、北部簡易水道事業特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ12万8,000円を減額し、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ2,317万2,000円となるものであります。次に議案第52号 平成29年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。歳出では給与改定に伴う人件費の追加、消費税及び地方消費税確定に伴う減額をするものであります。歳入では、一般会計繰入金の減額調整を行います。これによりまして、下水道事業特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ500万4,000円を減額し、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ3億937万6,000円となるものであります。次に議案第53号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、収益支出で給与改定に伴う人件費と電力使用量の増加に伴う光熱水費を追加し、濾過砂補充工事請負費の入札減と会費負担金確定に伴い減額するものであります。資本的収入および支出では、建設改良工事の入札減について整理するものであります。これによりまして、収益的支出で13万円を追加し、7,436万2,000円、資本的収入で20万2,000円を減額し、652万2,000円、資本的支出では、61万3,000円を減額し、4,223万6,000円とするものでございます。以上、一般会計及び5特別会計並びに中央簡易水道事業会計補正予算につきまして、提案説明といたします。よろしくご審議いただき、原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 美深町の一般会計補正予算について説明させていただきます。議案書は第47号であります。平成29年度美深町一般会計補正予算（第5号）。平成29年度美深町一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 次、川端住民生活課長。

○住民生活課長（川端秀司君） それでは続きまして、別冊配布の議案第48号の説明をさせていただきます。議案第48号 平成29年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。平成29年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

続きまして、議案第49号の説明をさせていただきます。議案第49号 平成29年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）。平成29年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長（倉兼政彦君） 次、望月保健福祉課長。

○保健福祉課長（望月清貴君） 議案第50号の説明を申し上げます。別冊配布の議案をご覧ください。議案第50号 平成29年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）。平成29年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長（倉兼政彦君） 次、杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 議案第51号のご説明を致します。議案第51号 平成29年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。平成29年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○建設水道課長（杉本 力君） 議案第52号をご覧ください。議案第52号 平成29年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。平成29年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○建設水道課長（杉本 力君） 次に、議案第53号のご説明をいたします。議案第53号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）。平成29年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第47号から議案第53号までの説明を終了いたします。

---

### ◎日程第13 休会日の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第13 休会日の決定を議題といたします。

お諮りを致します。議案調査の為13日及び14日は休会としたいと思いますが、そのように決定してご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって、13日と14日は休会とする

ことに決定をいたしました。以上で、本日の日程を終了しましたので、本日の会議を閉じます。本日は、これにて散会と致します。どうもご苦労様でした。

午後3時05分 散会

平成29年第4回定例会  
美深町議会会議録

第2号（平成29年12月15日）

---

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第40号 美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第41号 美深町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第42号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第43号 廃棄物処理の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第 6 議案第44号 美深町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正について
- 第 7 議案第45号 森林公園びふかアイランド指定管理者の指定について
- 第 8 議案第46号 ほっとプラザ・スマイル指定管理者の指定について
- 第 9 議案第47号 平成29年度美深町一般会計補正予算（第5号）
- 第10 議案第48号 平成29年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第49号 平成29年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第50号 平成29年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第51号 平成29年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第52号 平成29年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第53号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第16 発議第2号 特別委員会の設置について
- 第17 同意第14号 教育委員会委員の任命について
- 第18 承認第4号 閉会中の所管事務調査の申し出

◎出席議員（11名）

1番 小口英治君	2番 長岐和彦君
3番 和田健君	4番 中野勇治君
5番 荒川賢一君	6番 藤原芳幸君
7番 岩崎泰好君	8番 諸岡勇君
9番 齊藤和信君	10番 南和博君

11番 倉 兼 政 彦 君

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	渡辺英行君	住民生活課長	川端秀司君
保健福祉課長	望月清貴君	農務課長	草野孝治君
建設水道課長	杉本力君	会計管理者	政岡英司君
総務グループ主幹	小林一仙君	企画グループ主幹	中江勝規君
生活環境グループ主幹	後藤裕幸君	税務グループ主幹	山崎義典君
保健福祉グループ主幹	小野勇二君	農業グループ主幹	桜木健一君
建設林務グループ主幹	中林秀文君	水道住宅グループ主幹	南坂陽子君

◎教育委員会

教育長	石田政充君	教育グループ主幹	大堀裕康君
幼児センター長	藤原裕子君		

◎農業委員会

農業委員会会长	外崎敬雄君	事務局長	草野孝治君
---------	-------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	羽野保則君
--------	------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	羽野保則君	事務局係長	神野勝彦君
------	-------	-------	-------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。只今の出席議員は11人全員出席です。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

◎日程第1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 諸般の報告を事務局長から行わせます。

羽野事務局長。

○事務局長（羽野保則君） 諸般の報告をいたします。

休会中に議長に提出された書類について申し上げます。代表監査員から12月実施の例月出納検査報告の1件であり、お手元に写しを配布しておりますので、ご覧いただきます。次に追加議案について申し上げます。長側から同意案件1件、議会側から発議案件1件。承認案件1件が追加案件として本日の会議に付議されております。以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第2 議案第40号

○議長（倉兼政彦君） 日程第2 議案第40号 美深町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について議題といたします。これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。討論を行いますが討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第40号について採決を行います。議案第40号について賛成の諸君の挙手をお願い致します。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第40号 美深町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第3 議案第41号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 議案第41号 美深町長等の給与に関する条例等

の一部改正について議題と致します。これから質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 別段なければ質疑を終了いたします。これから討論を行いますが討論もございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。議案第第41号について、これから採決を行います。賛成の諸君の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第41号 美深町長等の給与に関する条例等の一部改正については、原案の通り可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第42号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 議案第42号 職員の給与に関する条例の一部改正について議題と致します。質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 別段なければ質疑を終了致します。これから討論を行いますが討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから採決を行います。議案第42号について、賛成の諸君の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第42号 職員の給与に関する条例の一部改正については、原案の通り可決されました。

---

#### ◎日程第5 議案第43号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 議案第43号 廃棄物処理の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について議題と致します。これから質疑を行います。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） まず1点目は、今、別表のところを見ているのですが、別表の事業系一般廃棄物のうち、(2)の町の処理施設に搬入された廃棄物を処分する時という中に、再生資源という形で10kgあたり83円という新たな項目が加わっているところなのですが、これについて2、3お聞きしたいと思います。当然、一般廃棄物の処分場が廃

止ということから、この項目が生まれてきたと考えるところですが、ここでいう再生資源というものが、1つ目は、今日までの現状がどのようなものを指して、あるいはその実績数といいますか、どの程度の量があったのかということが、1つお聞きしたいところです。そして更には、考え方なのでしょうけれども、たまたま同じごみ処理の関係で、下川も同様に一般廃棄物の処理施設を名寄中心とした広域の形に改める中で、これは名寄新聞の12月14日の記事なのですが、この中で、資源としてのごみの手数料の問題が書いてありますて、その中に、今まで家庭系のみ無料だったが、事業系も無料にして再資源化を促す考えだということで、下川にあっては事業系のいわゆる美深で言う再生資源の部分は、無料化にするというようなことでございます。その辺、同じ広域の中で取り組む市町村の違いといいますか、その辺のところを具体的に検討されたのかどうか、そして検討の結果、こういう結論だったのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） 今、ご質問されました、町の処理施設で処理をする事業系の再生資源の部分ですが、今まで当町での扱いとしましては、事業系一般廃棄物、埋め立てする部分、そういったものとは他に、リサイクルできる資源物、いわゆる紙、プラス、缶、瓶、そういった部分で埋め立てする部分につきましては、名寄の広域の方に、事業系についてもそちらの方に搬入することにはなるのですが、リサイクル系、再生資源に関しましては、広域でやっている訳ではなくて今まで通りリサイクルセンターに、事業に関しましては、直接事業者の方については、今までリサイクルセンターの方ではなくて、一般廃棄物、埋め立てする部分と、一緒に再生する資源を山の方に1回、七線の処分場の方に持つて行って、そこで事業系に関しましては、今まででは103円という形で再生資源についても料金を頂いていました。今回、そういった部分が名寄の方に行きますので、その再生資源の物につきましては、今度はリサイクルセンターで受けしていく、これは本来そういった形で受けるしかないので、そういったことでリサイクルセンターの方に持ち込むということになりました。料金に関しましては、今まで通り一般廃棄物103円ということで、事業系に関しましては103円だったのですが、名寄の方に埋め立てするごみが83円ということで統一されましたので、料金に関しましては、そういったものと合わせるということで、リサイクル、再生資源に関しても83円ということで今回、料金は下がりますが、そういったことで提案をさせて頂いております。今回、その下川の、というように言われましたが、事業系に関しましては、今まで通り、事業からでるものに関しては、本来事業所が処理をしなければならないということにはなっているのですが、その中には再生する資源もありますので、民間の事業所に持っていく場合よりは、こちらの方で

受け入れられるという事で、リサイクルセンターで受け入れられるということでなっていますので、その辺は無料という形という考え方には今回は至らなかったということになります。今までのその再生資源に関しては、直近でいえば平成28年で78,000kgですので、78tという形でリサイクルの方は受けております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 再生資源の目的とするか、そのリサイクルセンターの設置も資源の再生化事業という形で、より資源として本来は、ごみであるものを資源として有効に活用するというその手法が、リサイクルセンターを作って、資源ごみを分別して集めてきたという経緯にあると思うのですが、生ごみについては、従来の色付きの指定袋から中が見える、透明あるいは半透明のものにして、住民の負担を少なくしたという、その辺の経緯も考えると、この切り替えのきっかけの時に、やはりこの辺も検討すべきだったと思うのですが、特にこれから、これについては、後程の補正予算でもこれについて、秤を新たに購入しなければいけないということが1点ですね。今回の予算には上がってきませんが、これに伴って、必ず継続する人件費も出てきますが、その辺のその処理の仕方というか、人件費も当然増えるのだろうと思います。その辺のその精査といいますか、掛かる実績と収入とのバランスのところというのは、どのように検討されたのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） 先程の、今のご質問の中で、炭化ゴミが透明袋というわけではなくて、資源袋が透明になるという。資源に関しては、家庭系につきましては、そういったことで従来説明している通り、透明の袋ということになるのですが、事業の部分でいきますと、特に今までも事業者の方については、色の付いた袋といったものは使っていただいてはいなくて、透明か、直接持っていくかという形で、搬出の方をして頂いていたということにはなるのですが、そのリサイクルセンターに持っていく場合においては、それこそ先程ご質問の中にありました、これから出てくる補正予算の中にも台秤という形で用意をする。その部分につきましては、現在やっていたものをそのまま、現在使っている七線の処分場が使えなくなりますので、その部分、計っていたものをリサイクルセンターで今度、重量を計らなければならないということで、その部分について、大きな物までのトラックスケールというところまでは必要ないのではないか、小型の物でもそういった重量が計れるのではないかということで、そういったものが計れるということで、今まで通り再生資源を同じように重量を計って手数料を徴収していたということで、それはリサイクルセンターに移っても同じようなので、そこで秤を用意して、手数料を取っ

ていかなければならぬということで、秤については用意しようかなということと、そういった部分のその人件費、リサイクルセンターの人件費を実際にそういった重量を計っていくということであれば、おのずとそういった計りをする人手が掛かるということになりますので、そういった部分については、現在、リサイクルセンターの管理、現在は福祉会、来年3月で一応長期継続契約の方は終えるのですが、そういったものを含めて、その中でお仕事が出来るような形で、その部分は追加をしていかなければならぬと現在、検討している途中です。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） だから、その辺の入件費の兼ね合いだとか、かかる新たな秤も当然ですが、そこにかかる金額の問題と、それに事業系の再生資源の部分で収入としてもらう部分との、そのバランスの問題でどのように検討されたのか、された経緯があったのかどうかということを聞きたいのです。

○議長（倉兼政彦君） 川端住民生活課長。

○住民生活課長（川端秀司君） 事業系のごみに関して、前から料金を頂いているのですが、そもそもスタートしたのが、平成7年に美深町のごみの処理を有料化したのが事業系のごみになっています。その時に家庭系の方たちは、まだ無料だった時代なのですけれど、そこが有料化のスタートだったのですが、その時に一般廃棄物も産業廃棄物も受け入れをしておりまして、その時に同一料金でスタートしています。家庭系のごみが有料化になったのが平成16年になるのですが、その時も事業系のごみに関しては、料金の改定等はそれまで進められてきましたけれど、同じように扱ってきています。その中の産業廃棄物の中に、今度は資源化の話が出てきて、資源化になった時には家庭系の分については無料、それから事業系の物については産業廃棄物という枠の中で料金設定をされておりますので、その点に関しては同じ産業廃棄物ですので、引き続き料金は有料という、そういう流れで今まで来ております。それが今回、処分場が美深町の埋立処分場が廃止をされて名寄の方に移行をするといった時に、単価の違いがありますので、その辺は統一させていただくために103円が83円ということで、ここは引き下げにはなるのですが、逆に家庭系の方たちには負担がかかってしまうのですが、そういったことで料金が変わりますということにしておりますので、料金の根拠というのは、積み上げていった83円というよりは、今まで同一料金を頂いていた産業廃棄物の最終的に処分、リサイクルするか埋め立てるかの差なのですが、という点で同一料金にするのがいいのではないかということで83円に引き下げをすることをございます。リサイクルセンターの経費を1つずつ積み上げていって、その事業系のごみにどれほどのお金が掛かるのかという経費的な積み上げ

から割り出したものではなくて、今までの料金の流れのスタイルから 83 円統一価格で処理すべき、同じ価格で処理すべき、料金で処理すべきという判断をしたところでござります。

○議長（倉兼政彦君） 他にございませんか。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 埋め立てのごみについて、ちょっとお聞きしたいのですが、一般家庭の埋め立てごみの話ですけれども、町民は今まで 62 円が 83 円にアップして、実質値上げという理解でいいと思うのですが、ただ家庭ですから、自分の車を持っている方は名寄の埋立まで行けますけれども、持って行けない方の対処といいますか、そこら辺は、そういう業者が恐らく出てくるのではなかろうかと想定されますけれども、粗大ごみは同じように 200 円というような券を発行していますけれども、粗大ごみと埋め立てのやつは、がさも違いますから一概には出来ないですけれども、そういう直接搬入の場合、町はどうのように考えているか。斡旋するのか、そのような面も含めてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） 今、ご質問がありました、処理場が今度、名寄に行くということで、若干、距離が遠くなるということで、直接持って行けない方に関しては、特に現在、町内でもそういった家庭から出るごみを持って行ける事業所に関しては、現在聞いているのは 2 カ所ほど、現在も直接持って行けない方がそこに頼んで、持って行けるということで、持っていってもらっているということがございます。その部分につきましては、その事業所の方には、ちょっとお話を聞いたところでは、今まで通り対応はしますけれども、ただ、若干料金に関しましては少し上がっていくのではないかというお話を伺ってはいます。ただ、その持って行けない方というか、直接搬入なるべく減らそうということで、今、粗大ごみの部分、あと一般ごみに出す部分での、ちょっとした袋に入らないというような物も多分あるのではないかと思いますが、そういった部分をどう直接持って行かなくてもいいようなことで排出できるかということを今、ある程度は、担当の中では詰められてはいます。そういったことで直接搬入をなるべく減らすという考え方をもって、今、4 月に向けて現在検討している状況であります。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 検討を待って、また再度聞きたいと思いますけれども、もう既に 4 月から始まるわけですから、町民情報の提供だとか言う面で言えば、いち早く速やかに結論を出して頂いて、安心してごみの問題を解決するようにお願いしたいと思います。そ

れと、やはりごみを集める収集車の運転の方に聞きますと、そういう関係で、資源ごみの中にも色々と相応しくないようなごみが混ざっているというお話も聞きますけれども、そこら辺の区別の見極めといいますか、それは大変なのかもしれません、大変だというそういう声も、大変なんだという話を聞きますけれども、そこら辺の改善の方策だとかいうことも合わせて、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） そういった部分については、早急に、広報なりを通じて住民さんに困惑をさせないような形で広報させて頂くのと、今、言われた資源ごみの色々中には混ざっている部分があって、収集員の方が目に付くという部分があると思うのですが、そういった部分を住民さんの方に十分、分別を徹底して頂けるように、徹底したPRをさせて頂きたいと思っております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 他にございますか。別段質疑がなければこれで終了致します。討論を行いますが、討論はございますか。

特段討論もないようですので、議案第43号について採決を行います。原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願い致します。

（挙手多数）

○議長（倉兼政彦君） 賛成多数です。したがって、議案第43号 廃棄物処理の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例については、原案の通り可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第44号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 議案第44号 美深町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正について議題と致します。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ありませんか。別段質疑がなければ終了致します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから採決を行います。議案第44号について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願い致します。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第44号 美深町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正については、原案の通り可決されました。

---

◎日程第7 議案第45号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 議案第45号 森林公園びふかアイランド指定管理者の指定について議題と致します。質疑を求めます。

4番 中野君。

○4番（中野勇治君） 議案では指定管理者となる団体の代表者は、山崎晴一さんになっておりますが、代表取締役が2人おりまして、もう1人は山口美深町長だと思うのですが、この指定管理にあたって、指定管理を受ける方が本当に喜んで指定管理を受けるのか、ちょっと疑問をもっているのですね。実質、山口町長が社長という形の中で、職員の指導から、運営から全部、恐らく一手に引き受けたっておられるのだと思いますが、どうもあそこのアイランドの中の色々な施設を使用するにあたっては、何というか、昔の官公庁、うちの役場もそうでしたけれども、金さえ払ってもらったら使わせてやるよというような、そのサービス精神が全くない使用のさせ方といいますか、ちょっと問題があるのではないかと。色々使用者が指摘をすると、社長が美深町長なのだから町長に文句を言ってくれと、そういうような従業員の態度でありますから、ここら辺で町長のはっきりとした、喜んで指定管理を受けるのか、嫌々受けるのか、はっきりさせてもらった方がいいかと思います。喜んで受けるのなら、もう少し職員管理をピシッとして、今、どこの町に行っても役所が管理する施設で、そのような態度の悪いところはないですよ。申請すれば、ありがとうございます。楽しんでいってください。帰りは、また来てくださいというような優しい言葉をかけられるのがほとんどですよ。美深のアイランドで、そのような言葉は聞いたことがありません。いかがなものでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） ご指摘を頂いている点、前回の議会の中でもご指摘があったというように受け止めているところでございます。その部分を含めて、全体的なそのサービスの提供、こういったものが充実されているかという課題については、これまでも随分、町としても指導してきたつもりでありますが、なかなか実行に至っていなかったという点はあげられると。これは否めないなと思いますし、議員ご指摘のアイランドの受付の対応、こういったところまで実態として、行政として捉え切れていたなかったという点、これについては反省をしていかなければならぬと考えているところでございます。ただ、この指定管理、株式会社振興公社というのが当初、ここを担いながら、1つの町の産業として取り組んできたという実態があります。基本はサービス業でございますので、その辺の改善には今後、強く指導していきたいというように考えております。この指定管理の指定を認めて頂けたら、こういったことを進めて行きたいと考えておりますし、サービスの他にも、

やはり改良していかなければならない点というものがあるのではないかと思っています。行政としていくつかの見え受ける課題、こういったものを改良して行きながら、改善に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 他にございませんか。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 今、同僚議員からお話があったことに関連してきますが、要するに5年間の指定の中で、指定管理者が課題について、一定の解決が見られないまま来ているということについて、改めて指定管理をするということについての見解を1つは伺いたいということと、もう1つは、特に温泉経営の問題と、それから今新たにチョウザメの関係も出てきています。それらを含めてですね、これは公募によらない指定管理ということでございますが、一般公募による指定管理ということも視野に入れる、そういう時代に、民間の活力を活用する部分ではそういう時代に来ているのではないかという考え方も一方ではあると思います。その辺の見解の2点だけお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） まず初めの、これまでの経過というようなことでございます。ご指摘を随分この間いただいたというように考えているところでございます。その中で、決して同じ状態にあったわけではないと行政としては考えています。これまでやられていなかった、新従業員の接客の研修、こういったものを取り組んできたと。なかなか長く務めたものが、これをすぐに中々受け入れられないものですから、まず新しく入ってきた者、こういったところの改善、マナーを学ばせようというような取り組みをしてきたところでございます。更に、中身で言えば、特定のものとは名称を挙げたくないのですが、同じような状態にあってはいけないというような指導をして、改善に努めてきておりますが、施設の部分で言えばやはり老朽化というようなところもありましたので、中々改良に結び付かないという点もありました。まずはその人の部分、快く受け入れる気持ち、こういったものが大切なのだろうと、そこから進めてきたものが1つあります。そういう改善を徐々に進めてきているつもりでございます。実態として、議員に以前も言わましたが、まだまだだよというように言われたという記憶をしております。徐々に改善に努めていくよう指導して参りたいと思っております。それから、固定の一般公募をしないでというような考え方、いわゆる大きな町であれば、これはやはり公募型になるのだろうと考えているところでございます。町内の現状において、町内を限定とするとすれば、あまり想定は出来ないだろうと。仮に町外といいますか、そこへ向けてこれを発信して、公募をするということが、この町にとって適切かどうかというところは、少し考えているところでございま

す。仮に町外に出た時に、雇用の面、それから消費の面、こういったものがどうなるだとうかというようなこともありますので、出来れば町内で経済活動が回るような、こういったものの仕組みとして、この1つの企業を維持していきたいという考えを持っております。それから、事業の確信性というところが言われたのかなというように思います。決して、経営的には良好な状態ではないというのはご存知というように思っております。これの対策の1つとして、新たな収益を上げる事業として、チョウザメの事業、これは振興公社が随分取り組んできてもらっているというように考えているところでございます。この収益事業をもう少し、実は時間がかかる、財産としては持っているのですけれども、これがお金にまだ変わっていないという状況がありますので、もう少し、この公社として辛抱しなければならないという状況にあります。こういったものを徐々に改善を加えながら、この公社が一本立ちといいますか、一人立ち出来るように、今後とも指導していきたいというように考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 一般公募に門戸を開かないという、その理由は充分に私も理解します。公募によらない指定管理ということであるならば、なおさら、様々な特に先程の同僚議員から指摘されたような接客接遇のその辺の課題というのは、この5年間徐々に変わってきたと言っても、まだまだ他から見ると全然変わらないに等しいような中身であると私も考えるところです。ですから、今回の指定にあたっては、特に運営の中身よりも接客接遇のところで、どう改善して、また来てみようというそういう施設になり得るかということなのですね。条件等を付けられたのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 審査会の中で、大きな課題というのが沢山あると、一般的に見られるそのサービス面、こういったところが最前列に出てきてしまうのだろうというように思っているところでございます。これから議決を頂いて指定をするというようなことで、今、言われたサービス面こういったものの向上、こういったものは、この指定だけではなくて、絶えず行っているという現状なのですけれども、あまり言うと、恒常的で当たり前かというようなことで、なかなか受け入れられないという実態もあるのかなと思います。ただ、言われている通り、そのサービス面といいますか、接客なのだと思いません。この部分に力を入れて改善に取り組むよう、議決を頂ければ、申し付けてこの指定をしていきたいというように考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） 私は以前にも色々と言ったことがあるのですが、この温泉の今やっ

ている現在の内容等によりますと、お客様を接待しているというそういった部分についてはわかるのですが、車を使って集客をしたり、送ったりをしていると。これは結局、白ですよね。資格がないわけですよね。運送業の資格がないわけですよ。ですから燃料代を貰っているかわかりませんが、お客様からお金を貰うわけにはいかないわけですよ。どこまで行く、旭川以内にしたとか言っていますが、当初は飛行場まで行ったり来たりしていた時代もあるのですが、あれは免許をとらなければ、この温泉のこういった送迎含めてお金をとれないわけですよ。これらについて、どのようなことを考えて、こういった委託をさせるのか、そういった指定管理者として、どういう立場で指定をしているのか。これについてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 温泉の運営といいますか、そういったところかなと思って捉えさせて頂きますが、資格を取るというのは緑ナンバーという意味でしょうか。これを要するに有料で行うということになると、運送業、こういったものの許可が必要だろうと、これは集客をするための1つのサービスというような中で行なってきているという認識をしております。ですから、いわゆる無許可でやっているようなイメージを受けてしまったのですが、決してそういうことではないのではないかというように思います。

○議長（倉兼政彦君） 8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） アイランドですから、関係ないと言えば関係ないことだと思いますが、しかしパークゴルフでも何でも、こうやって送迎にも車を使っているわけですね。そうすると、それらの体系が有料、無料という許可がとっていないということだというよう私は思っているのですが、許可を取っているというのは、どのような運送形態までやれるということなのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 諸岡君に申し上げますが、事業内容まではこの議題には含みませんので認識して下さい。

○8番（諸岡 勇君） 資格者が必要ではないかということで、ちょっと聞いています。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 例えば今、言われたそのパークゴルフを利用する時にも、やはり温泉、アイランドを利用しながらというような中の送迎の1つのサービスということで、資格があるとかないとかという問題ではないのではないのかなというように思っておりますので、いわゆる白ナンバーと言いますか、それで送迎が出来るものと思っております。ただ、これが有料で1回100円となりますよと言えば、これは運送業の資格が必要なのだろうと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） それはそうですね。言っている通り、お金がとれないということですよ。そこだけわかっているのかどうかということを聞いているのです。

○議長（倉兼政彦君） 答弁はいいですか。総務課長、答弁しますか。

○総務課長（渡辺英行君） わかっているつもりがありました。

○議長（倉兼政彦君） 他にありませんか。なければ質疑を終了します。討論を行いますが、討論ございますか。別段討論がなければ終了致します。これから採決を行います。議案第45号について原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

○議長（倉兼政彦君） 賛成多数です。したがって、議案第45号 森林公園びふかアイランド指定管理者の指定については原案の通り可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第46号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議案第46号 ほっとプラザ・スマイル指定管理者の指定について議題といたします。これから質疑を行います。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） この指定にあたって、過日の議会の中でも指摘をさせて頂きましたが、1つは、専用スペースの問題ですとか、あるいは料金の免除の問題で、間違いがあるのではないかという指摘をさせて頂きましたが、その辺の状況について結果がどうなっているのか、そして、それが改善されたのか、その上での指定管理という形になってきているのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 只今ご質問がありました専用スペースの関係からまずお答えしたいと思いますが、確かに以前は、ここから先は専用スペースですというような表示が出ていたということでご指摘を受けておりましたけれども、その後、指定管理者であります第2自治会の方と協議して、その後、その表示は撤去されたというように確認しております。それと、2つ目に減免の誤りがあったのではないかという部分ですけれども、確かに、決算委員会の後だったとは思うのですけれども、その時に28年度なり、今までの中の申請書類等を調査した結果、何件かやはり誤りがあったということは私も確認しまして、その後、指定管理者の方と協議しまして、その部分は修正ということで、微収をされたというように確認しておりますので、現在その取扱についても若干はっきりしない部分もございましたので、一定の線引きを協議した中で、今後は誤りのないように

進めていくということは確認をとっているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） もう1点、指定管理者は第2自治会ということで、代表者が会長の田上さんということでございますが、使用にあたっては領収書等の発行で、ある意味あそこを管理している第2自治会の名称はよくはっきりつかんでいませんが、管理委員会か管理組合か何かのその名称で、領収書を出しているという実態があるのですが、その辺の改善は見られたのか。本来であれば、指定したものは第2自治会ですから、領収書の発行も第2自治会という領収書で発行すべきものが、管理している組合名で領収書を切るというのは、本来あるべき姿ではないと思います。それが現在どうなっているのかということと、それから、さらには第2自治会の内部の問題になるのかもしれません、聞くところでは、第2自治会の会員の方から聞いた話ですが、第2自治会の総会の収支決算の中には、指定管理の部分がどうも出てこないという、何かそのような話も実は聞きます。そういう意味では運営の部分で、直接、この指定管理と関係ないけれども運用の中ではそういう問題が色々あるのではないかというように思いますが、その辺については、認識としてはどうだったのかということですね。

○議長（倉兼政彦君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 1点目の領収書に第2自治会以外の名称で領収をしているということに関しましては、確かにスマイル運営委員会会長というような表記で領収をしていたことがあるかと私も認識しております。そこも今回の指定管理の指定に至るまでの間に協議した中で、経過を確認しております。その中で自治会としましては、このほっとプラザ・スマイルの管理運営に関しては、スマイル管理運営委員会という内部の運営組織を組織して、そこも一定の規定等を設けた中での運営になっておりますけれども、そちらで運営を委任している形をとっているので、そういう領収をしていたということを聞いて確認しております。今後、やはり指定管理者は第2自治会ということで指定しているので、改善できないでしょうかということで、そこは改善しましょうという確認をしてきております。ですから、今後は第2自治会という名称での領収の発行になると思います。それと、この指定管理の決算が自治会等に示されていないようなお話をされども、役場、町の方に事業報告なり、自治会の総会議案もその報告についてくるのですが、そこの中ではスマイル運営委員会の決算の書類も、自治会総会の中で報告はされているということで認識しております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） よろしいですか。

6番 藤原君。

○ 6番（藤原芳幸君） 今、同僚議員とも若干、関連になるかもしれませんけれども、この施設の地元である第2自治会の方でこのような管理をしていただけるということは、非常にありがたいことではあるのですが、ここでは、自分達が使う専用スペースを持ちながら、沢山の町民が色々な地区の町民が使う共有スペースというものも同時に管理していくわけなのですが、そういう中で、特に共有スペースの管理している部分に対して、色々とそのサービスが低下をしていくというような心配はないのかどうか、ちょっとその辺に関しては多分、協議はしていると思うのですが、確認をしてみたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 今、ご質問がありましたように、専用スペースと共有スペース、あるいは浴場までの管理をまとめて管理して頂いているという中で、非常に苦労されているお話を聞いていますけれども、サービスの低下という部分については、浴場を使用する方一般の方に関しても色々問題がある場合もあるということを聞いておりますので、その辺はその都度、改善なり場合によっては指導する場合もございますけれども、一般の方と専用されている方とのトラブルとなるべくないようにということで話はしてきていることもございますので、その辺で何か他にサービス低下というお話があるのであれば、また改善に向けて協議していきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○ 6番（藤原芳幸君） サービスの低下というのは、利用者側に色々と感じる部分があるので、一概には言える部分、言えない部分があるとは思いますが、実は利用者の中からの声として、共有スペースに自動販売機をおいてあった部分で、場所が色々と変わった経緯もあるのでしょうかけれども、詳しい撤去になった経緯というのはよくわからないわけですけれども、ここは販売機が撤去されて、そういうものが無い状況になる中で、例えば水を飲む台所に行ってもぬるい水しか出てこない中で、そういったものは残して欲しかったんだという話も若干耳に入るわけですけれども、それはある意味では、サービスが低下したという部分の一部にはなろうかと思いますけれども、その件に関しては、指定管理の方が全部判断をして、そういう経緯になっているのか、役場の担当の方と何かそれを撤去するにあたって協議が行われたのかどうか、ちょっとその辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 只今の自動販売機の撤去という部分については、協議は受けていないのが正直なところですので、ちょっと印象があまりない部分なので何とも言えないですが、確認はしてみたいと思います。場所が移動したのか撤去したのかと

いうところも、はっきりは把握していないのが正直なところです。それと水に関しては、お風呂の浴場の方にはウォーターサーバーといいますか、物はあるかなというように思っておりますので、そういう部分では迷惑なりはないのかなと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） その辺の水の関係については利用者も十分承知した上で、厨房の水がこういう状況だという話、おそらく床暖の下を潜っているので、しばらく出しておかないと冷たい水が出てこないという話は聞いているわけですけれども、だから例えば会合等で使った時には、今までお茶・水・自動販売機等が買える状況にあったのが、今は確認したところ場所も変わったけれどもすでに現状は撤去されてないという話を聞いておりますので、その部分に関して、利便性の向上から採算とか色々持っていくと当然、設置事業者との協議の中でも置けるもの、置けないものというのは出てくると思いますが、その辺も含めて、どのような形がとれるのか、利用者もどこで管理をしているのかわからないので、そういうことも相談していいのかわからないような状況も聞いておりますので、その辺、指定管理をしていく上で協議をして、是非解決が出来るものかどうか進めて頂ければなと思いますけれども、よろしくお願ひ致します。

○議長（倉兼政彦君） 要望ですね。はい、他に。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） ほとんど美深町の場合は指定管理期間が5年になっています。このほっとプラザは他の自治会と違って、老人の浴場施設、公衆浴場も兼ねてですけれども、その複合施設の立場です。そこで私は中々前段にもあった、びふかアイランドの件もそうですけれども中々改善されていない面も私も多々あるのではないかという認識です。そこで、まず聞きたいのは、色々過去にも質問等もあったのですが、利用促進に向けて、指定管理ですから、そういうような民間活力を入れて指定管理の中身は民間活力で利用者に対するサービスを向上するというように私は理解していますけれど、そこが果たして上手く機能していたかどうか、担当の方の認識をまずお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 只今の質問に関しましては、開設、平成25年からの開設ということで、指定管理もその開設当時から第2自治会が管理に携わってきているわけですけれども、不慣れな段階で開始になったというところもまずありますて、その後に浴場が平成26年から開始ということで、更に難しい対応が必要になってきているかなと思っています。それから5年が経ったわけですけれども、様々な問題点なりを私たちと一緒に聞きながら改善して、今まで試行錯誤しながら5年が経過したというように私

は認識しております。利用促進に関しましては、以前、浴場としてのPR等も足りないのではないかということも聞いた覚えがあるのですけれども、その後、町の方のHP等にも施設の概要等を掲載した経過がございます。その他、自治会でも浴場という部分で色々な対応をしてきて頂いているのかなというように考えております。今回、さらに指定管理を継続するという協議の中では、サークル活動を今も色々されているわけですけれども、そういう部分を自治会内だけではなくて、他の自治会の方も利用していただけないかというような、そういう部分でのPRもしていきたいという考えも聞いておりますし、後は、子供の居場所等についても、今は囲碁だとか将棋だとかというサークル活動も盛んにされているようですので、そういう部分、子供も交えた中での活動も出来ないかということで、一定の利用促進に関しての考え方を持って頂いているのかなというように認識した上で、今回、指定管理継続ということの1つの判断にもさせて頂いているところです。

○議長（倉兼政彦君） 他にございますか。なければこれで質疑を終了いたします。討論を行いますが、討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第46号について採決を行います。原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手をお願い致します。

（挙手多数）

○議長（倉兼政彦君） 賛成多数です。

したがって、議案第46号 ほっとプラザ・スマイル指定管理者の指定については、原案の通り可決されました。

---

#### ◎日程第9 議案第47号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 議案第47号 平成29年度美深町一般会計補正予算（第5号）について議題と致します。質疑を行います。

2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 平昌オリンピックに關係して、議会費から複数の科目に旅費費用弁償などが計上されております。この件についてなのですが、42万1千円という金額であります。1人当たりの経費としては結構高額だという認識があるのですが、まず旅行日程、これは協議会の日程を含めてなのですが、旅行の日程と費用の内訳がどのようなものなのか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） 只今の平昌オリンピックに係る関係ですけれども、

まず視察日程でございます。2月16日から2月19日、3泊4日でございます。内訳でございますけれども、オリンピック期間ということもありまして、通常の期間よりは相当割高な設定になっております。交通費として35万3千円でございます。日当、あと支度料と旅費規定に基づいて合計で42万1千円となっている状況です。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君

○2番（長岐和彦君） この中で通訳の経費、通訳にあたる方の経費というのが、どこの科目で計上されているのか、あるいは通訳はいないのか。競技日程が16から19の間に入っているのだろうと思うのですが、オリンピック期間中ということで税関の通過、それから競技会場に移動する際を含めて全行程の中で混雑が予想されるのではないかと、その日程編成に無理というものはないのかどうか、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） まず通訳の部分でございますけれども、これにつきましては、保健体育費の総務費についている謝金の方についておりまして、当初の段階から予算組しておりましたけれども、これは海外合宿の方ですけれども、平昌視察に関しては、その中のツアーの中に組み込まれている状況になってございます。あと、日程等ですけれども、大会につきましては予選が2月17日、本戦が2月18日という予定になってございます。会場までの移動、ホテル間の移動についても考慮しながら予定を組んでおりますので、決して緩やかな日程ではないですけれども、相当厳しい日程ということではないかなと。そこまではならないというような、タイトな日程ではありますけれども余裕を持って移動等もできるような仕組みになっておりますが、今、情報によりますと高速鉄道がようやく開通したという話も聞いておりますので、その辺の利用ですか、レンタカーの利用も考えておりますけれども、その辺の中で対応できるかということで旅行会社とも相談はしているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 2項目質問したいと思います。1つ目が街灯の修繕費、それと道路事業の225mが100mになったという、2つちょっと伺いたいと思うのですが、まず街路灯の修繕ですけれども、今回、故障したのか壊れたのか、それで恐らく街路灯に関してはLEDに全部変更になったばかりで新しいものという認識があるわけですけれども、どのような修繕が発生しているのか。それと道路工事の225mが100mになったということで、当然、減額になるわけですけれども、その経緯について説明を求めたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） 今のご質問、街灯の関係だと思うのですが、修繕費というものについてということですが、負担金の部分だと思うのですが、今回、修繕、今回につきましては特にLED、今年の改修で全てLEDに変更になっております。ただ、球切れだと、年間においては球切れ、通常使っている部分、あと中にはLEDも、今年ではなくても数年前からLEDになっておりますので、対応年数は長いという話はあるのですが、中には不具合によって故障する、そういったLEDの街灯も中にはあるのですが、そういった今まで使っている省エネタイプ、そういったものが複数、今回、故障していたということですので、そういった部分で今回、修繕費が若干多くなつたということあります。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 中林建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（中林秀文君） 2点目の7線道路の改良舗装事業でございますけれども、交付金事業でございまして、予算要望としまして、設計測量の部分で5百万円と改良舗装工事で4千5百万ということで、要望してまいりました。ただ、交付金の方は、配分が中々つかないということで、実は9月の定例会で減額補正をしていました雪寒機械でグレーダーもあったのですが、そちらと7線道路の改良舗装工事の事業についても同じメニューということで、グレーダーの部分を取りやめて、合わせた形で出来るだけ7線道路の方の工事を進めたいということで進めて参りました。交付金の配分については、グレーダー部分も合わせて要望の35%程度しか頂けなかつたということで、合わせると6割弱ですね。7線道路だけでいくと35%程度の配分ということでしたので、なかなか事業が進められないということで、今回減額のご提案をさし上げているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） まず街灯の方なのですが、色々と故障があったようですが、今回、雷も沢山鳴ったのですけれども、LEDは特に落雷には弱いとかということで色々対策は立てているのですが、そういったものでの被害というものは出なかつたのかどうなのか。それと道路の関係でいくと225mは当然整備をしていかなければならない道路で、今回は100mだったということで経緯は聞きましたけれども、当然事業としては今後もまた組み込みながら、最終的には225m、それを目指していくということで進めていくということなのか、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） 今、ご質問のありました雷、確かに10月末だったか大きな雷の時期もあったとは思うのですが、特に雷に関して既存もついているLEDの部分での故障という部分では聞いてはおりません。ただ改修にするにあたって元々のそ

の省エネタイプの球がもう製造されていなくて、それがＬＥＤに変わったというお話はあります、ＬＥＤが壊れたという話は伺っておりません。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 中林建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（中林秀文君） 7線道路の関係でございますけれども、総事業の予定量としましては延長で350mを予定してございまして、平成29年度の予算で提案申し上げておりました事業量については225mということでございます。今回、交付金の関係で100mしか施行ができなかったということですけれども、引き続き来年度、一応完成できるような形で交付金要望等実施していく予定をしてございます。

○議長（倉兼政彦君） 3番 和田君。

○3番（和田健君） 私の方から、今回の補正の方で清掃費で印刷製本費ということで平成30年からのごみの処理、変更に伴って分別ポスター、冊子の印刷ということで説明を受けたわけなのですが、こちらの方の配布時期ですとか中身の方も詳細に教えて頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） 今、ご質問がありました、ポスターなり、冊子なりという部分につきましては、現状としては3月に配布出来るように考えております。中身につきましては、現在冊子であれば「ゴミわか～る」という冊子がありますが、「ゴミわか～る」をもう少し見やすいような形にするような冊子を考えております。それとあと、ポスターの部分なのですが、現在A2判サイズでそれぞれ収集日、こういったごみは分別されたようなポスターがありますが、そのポスターを現状変わる部分がありますので、それを修正したものを考えております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 他に。 3番 和田君。

○3番（和田健君） ありがとうございます。「ゴミわか～る」の方、若干変更のところだけ何か別冊みたいな形で配布されるのかなと思ったのですが、もっと見やすくということですので、これは住民にとって、とても有難いことだと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。あと1点なのですが、今、変更に伴って移行期間といいますか、プラごみのごみ袋の方が店頭から消えてしまっている状態で、その代替え策として他の資源ごみにマジックか何かでプラというように書いて出したら持つていってくれますよというように説明されているとお聞きしているのですが、こういったところをもう少し何かこう突発的な対応といいますか、計画性がちょっとないのかなというように受け取られがちだと僕の方で思うのですけれども、住民への周知でしたりそういったことも必要かなと思うのですがその点についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） 確かに青いプラの袋につきましては、9月から10月にかけて、一時期店頭から消えたというか、販売が品薄になって、なくなった状態になった店頭もあります。その際には従来からも袋に関しましては、一部そういった代替えとして、何々とマジックで書いたら、それは対応していたのですが、ちょっと1週間・2週間プラのごみの袋が足りなくなるという状況でありましたので、ただ現状としては青いプラの袋につきましては、10月までに来年3月まで持つように発注をして、間に合うような体制になっております。今後そういった、現状としてはなくなる状況にはなっておりませんが、一部代替え策として、そういった対応も一部だけはさせて頂いたことがあります。今後はそういったことはないように、来年3月まで持つように、在庫の方も確認をしながら取り進めている状況であります。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 他にございませんか。

10番 南君。

○10番（南 和博君） 12ページの農業振興費の関係なのですが、農業次世代人材投資事業補助金の関係ですけれども、まずこの中身といいますか、説明を聞きますと、対象者の所得要件の増と、新規の方が新たにあったという、その相殺で127万の減額という説明を受けているのですが、その内訳と、それと、その新規就農者の経営財務内容、その辺の把握および指導を誰が行っているのか、また各種補助金等を受けられるように指導するのは、どの部署なり組織がされているのか確認したいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 桜木農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（桜木健一君） ご質問を頂きました農業次世代人材投資事業の補助金の関係でございます。まず平成29年度当初ですけれども対象者4名で見込んでおりました。合計712万5千円、これが今回の補正によりまして、対象者が4名と同じになっておりますが、当初予定していた方1名が所得の上限を超えたということで、支給額が0に変更になっています。これは当初150万円を予定しておりましたが、これが0となっています。もう1名の方が対象要件となる所得の最低ラインをオーバーしたと。なので一部削減ということで89万5千円ほど減額になっております。そして、もう1名の方ですが、平成29年4月から新規就農された方、この方が対象となりました。これで225万円の追加ということでございます。そして、もう1点、新規就農される方の収入の関係ですとかをそのようなものをどのように調べているか、又は指導しているかというご質問ですけれども、美深町の担い手育成総合支援協議会という会がございまして、この中に毎月、新規就農指導委員会というものを開いております。この中に概ね5年間、新規就農してか

ら5年間、経営が軌道に乗るまでの間、対象となる方の収支の状況を随時調査し、各関係機関の中で報告をし合っている。経営がもし悪いようであれば、指導していくという体制をとっております。各補助金の関係もご質問がありましたけれども各補助金についても、それぞれ農協ですか、町ですか、国の方もありますので、それぞれの担当しているところの関係機関の方で指導をしているところです。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 10番 南君。

○10番（南 和博君） この制度をある程度理解をしながら質問するのですけれども、今回、所得の要件を上回って減額ということですが、過去にも1・2件あった記憶もありますけれども、本来、僕に言わせれば、所得の要件の制限があるということ自体がおかしいのではないのかなと思いますし、その努力した新規就農者は、その努力した分を削られるような印象があって、制度としては一定程度理解するのだけれども、ちょっとその辺は別で考えるべきではないのかなと。これは国に向かって言えという話かもしれませんけれども、ちょっと僕はその辺がおかしいし、本来の目的は新規就農者が5年間なり、その先も含めて安定した経営を支援するというのが、この本来の補助金の目的でないのかなというように思うのですが、答弁を想像しながらも、この部分についてどのような所見をもっているか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 桜木農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（桜木健一君） ご質問の通り、以前から所得の制限というものがございまして、一定程度の収入といいますか、所得を上回った場合については、支給対象外となるものでございますが、平成27年度から給付方法が変更となっております。以前は所得250万円を超えた場合には年間150万円のベースですけれども、これが0になるというような要綱になっておりましたが、これが平成27年度以降は、経営開始2年目以降は350万円から前年の所得を引っ張って、この交付されている給付金150万円、これを差し引いた分、これが100万円未満の場合は全額補助というか、交付されるようなシステムで、この100万円を上回る350万円までの間、これについては今まで単純に0というようになっていたのですけれども、これが所得に応じて割合で支給されるようになってきておりますので、この国の方の制度に合わせて、町の方の要綱も合わせているというか支給をしているところでございます。新規就農者を色々支援をしていく中で、この制度自体は次世代、以前は青年就農給付金と言ったのですけれども、次世代人材投資事業の補助金ということでございますが、やはり最終的に5年間は支援をしていくという制度でございますけれども、基本的には、少しでも早く、新規就農された方が経営状態を良くしていきたい、良くしていってほしいというのがベースにあると思うのですね。です

から、今回、減額対象になった方も、当初から農業の計画の中で、この支援金を貰わないので所得をあげていきたいというところもあったとお聞きしております。本人的には、給付が減らされたとしても、それ以上にやっていける所得を上げていきたいという希望があったように聞いております。ただ、議員もおっしゃられるように、先程、補助の内容ですか、そういうものの説明をする際に、農業の経営でいきますと所得が上がる一方で掛かる経費等もございますので、その辺も隨時うちの方で指導しているのは確かですから、その経費をかけないで所得を上げる方を選んだのかなと私は考えております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 10番 南君。

○10番（南 和博君） そういう考え方があるのなら、余計その新規就農者の経営を安定させるという意味では、努力した者と支援できる補助金とを別に考えて、はっきり言って言葉は悪いけれども、そういう財源があればあるほど経営というものは安定してくると思うので、そこら辺の考えがあるものだから、こういう言い方をしているのですが、それはそれとして美深町は農業が基幹産業という中で、こういう農業振興費が減額補正されることは、色々な諸問題もありますけれども、減額補正がないように努力するというのが、僕は本来の農業振興だと思うのですが、先程言われた担い手総合支援協議会ですか、その辺もしっかりと、そういった経営なり、補助金の部分も彼らに有利に働くような、そういうその支援策というか、指導をすべきでないのかなというように思うのですが、どうも見ていると、出てきたものをそのまま、そうですかという形でやっていることは本来、事務手続きとしてはそうかもしれないけれども、やっぱりこの総合支援協議会というのは、目的としては、新規就農者を美深町に安定させるという意味でしょうから、その辺が僕にしてみたら少し足りないかなということを感じての質問ですので、その辺の所見も伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 桜木農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（桜木健一君） 只今の担い手育成総合支援協議会の活動といいますか、新規就農者に対するその支援の内容、そういうものがまだ不足しているのではないかという話がありました。出てきた書類をその中で審査をして、それが書面で、良いのか悪いのかというというそういうものを見ているだけではないのかというお話をございます。実際に新規就農支援部会というのが中にはありますて、その中で新規の方々の経営内容をチェックすると、そういうこともやっておりますし、実際に就農された方の家を訪問して、作付けがどうなっているかですかとか、実際に困っていることがないのかという聞き取りもしているところでございます。これからも新規就農の方をどんどん増やしていきたいという希望もございますし、一般質問の中でもご質問がありました営農類型の関係ですか、多

様化するニーズに対応すべくやっていった方がいいのではないかというご質問もございまして、私たちとしても引き続き考えながら、新規就農の方が入りやすい体制、また、美深の中で根付いていくような、根付いていけるような、そういう体制をとるように担い手育成協議会としてもやっていきたいと思っております。また、各制度については、国との制度等については、町単独でもっていくということはなかなか難しい状況にはありますけれども、美深の中では、新規就農者に対する支援もありますし、住宅改修ですとか様々な支援がありますし、頑張る美深農業の中でも新規就農者を別枠にして、支援を厚くしているところもございますので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 他に。 8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） 12ページの美深厚生病院の運営支援の補助金の関係について、今、1つちょっと確認を含めてお聞きをしておきたいのですが、これは、28年度決算の中身の中で整理されているのだというように思うのですが、当初予想していた金額、補助金の関係ですが、このように減額になっていった場合に対して、国などの補助体制とかそういういった関係については、どのような影響が出てくるのかお聞きをします。

○議長（倉兼政彦君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 只今ご質問がありました厚生病院の運営補助に関して、減額になった場合、国からの補助なり交付金、交付税という部分の影響ということだと思いますけれども、運営費が減額したからといって国からの特別交付税が減額するということはございません。交付税の方につきましては、稼働病床数によっての算定となっておりませんので、影響はないということで押さえているところです。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） そうすると、この病院の経営の中での稼働の日数が減ったということだと思うのですが、どういった稼働になっているのですか。

○議長（倉兼政彦君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 交付税の算定の部分につきましては、毎年7月現在という表現になるかと思うのですが、7月現在の入院者数＝稼働病床数ということで、その時点の人数を報告した上で算定されて、交付されるということになっております。

○議長（倉兼政彦君） よろしいですか。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 14ページのエアリアルの関係についてお聞きしたいと思いますが、8節の報償費でエアリアルの事前合宿の通訳費ということで、3万5千円があがっております。もう1つは19節、負担金及び補助金交付金の件では、エアリアル海外合宿大

会誘致等推進事業負担金で125万9千円ということでございますが、これらの中身について、1つは事前合宿の事業の中身が規模等どのような形になっているのかということと、直接その事前合宿とは、この19節については関係ないというように、オリンピックの派遣の部分の3名分とお聞きしたのですが、それとは直接この事前合宿の部分では、違うものだというように解釈したのですが、それでよろしいのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） ここで見ている通訳のご質問にあった通訳に関しては、合宿を受け入れるための、対する通訳に関するお金でございまして、負担金の方、19節の負担金につきましては、ご質問があった通り、その平昌オリンピックの視察の方の負担となってございますので受け入れとは、また別の予算となってございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 何カ国かの事前合宿の部分で、来町されて、こちらで事前に練習をする合宿をするということなのですが、それについての予算組みというのは、今、ある予算の中でできるのかどうなのか、補正を組む必要がなかったのかどうかということと、それらの事業主体というのはどこなのかということ、その2点だけお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） 合宿受け入れに関する予算につきましては、当初予算をもっていたのですけれども、今回の補正で通訳の謝金の部分ですとか、歓迎にかかるバナーの設置にかかる手数料ですとか、あと受け入れに関する施設備品ですとか、その辺も今回の補正であげさせてもらっています。元々は当初で見ていたのですけれども、若干その精査した関係で足りない部分については補正をさせて頂いております。受け入れに関しては町の受け入れを行いますけれども主体的にはエアリアルプロジェクト委員会を含めて主体的に行って頂きたいという考え方を持ってございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 事業主体となるエアリアルプロジェクトの部分で、一定程度の予算をもっているという解釈でよろしいのかどうかということと、その事前合宿の中身ですね、よく見えてこないといいますか、どの程度のどのような国の方々が何名程度来て、何日から何日までおられて、それらの対応に、事前合宿ということですから、町民の歓迎体制だとかその辺のところも微妙なところがあると思うのですが、その辺のところはどのようにその対応をしているのかちょっと1つお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） 事前合宿の予算については、当初の段階から予算組をしていた状況だと思います。どのようなことをということでありますけれども、一応今の予定になっております1月27日から2月8日、2月9日が平昌オリンピックの開会式となっておりますけれども、前の日まで美深町に滞在するというような状況となってございます。来る、美深町に事前合宿を行う国につきましては、カナダ・スイス・ベラルーシの3か国でございます。その期間中、全日本のスキーチームも同様に美深町のスキー場でエアリアルの合宿を行う状況になってございます。来町する人数ですけれども現在のところ35名程度予定してございまして、オリンピックの事前ということもありまして、町民に向けての歓迎の情報提供ですか、その辺はしますけれども、スキー場の受ける練習状況は見ることは可能なのですけれども、元々行っているレセプションですか、そういった町民を交えてのということは今現在オリンピック前ということで、なかなか難しいのかなと思っておりますけれども、何らかの形で情報提供ですか町民に向けての周知活動を行っていきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） 12ページになります商工費の関係でちょっと確認をさせて頂きます。快適な住まい環境と商工業振興事業補助金の金額ですが、実績増加ということをお聞きしましたが、これは予定より件数が増えたということなのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） ご質問の快適な住まい環境と商工業振興補助金の部分については、今、お話があった通り実質件数が増えたと。当初予定していた予算よりも件数が増えて今回補正をさせて頂くというものです。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） 最終的に何件になりましたか。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） この補助金の中には住宅の改修だとか新築、それと店舗の近代化、解体とそれぞれあるのですけれどもトータル、当初予算で82件ほど予定をしていたのですけれども、現在、今の段階ですでに79件ほど申し込みがあって、補助金を交付してございます。今後、見込みも含めて各建設業者等にそれぞれ今後の状況等を確認しながら件数を確認しまして11件ほどある見込みで、トータル90件ほどになるかなということで補正をさせて頂いたところです。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 他にございませんか。なければ質疑を終了いたします。討論を行いますが討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第47号について採決を行います。議案第47号について、原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（倉兼政彦君） 賛成多数です。したがって、議案第47号 平成29年度美深町一般会計補正予算（第5号）は、原案の通り可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第48号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 議案第48号 平成29年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題と致します。質疑を行います。ありませんか。別段質疑がなければ終了として、討論を行いますが、討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第48号について採決を行います。議案第48号について、原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第48号 平成29年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案の通り可決されました。

---

#### ◎日程第11 議案第49号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 議案第49号 平成29年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）を議題と致します。質疑を行います。ありませんか。別段質疑がなければ終了致します。討論もございませんね。討論も終了いたします。これから議案第49号について採決を行います。議案第49号について原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手をお願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第49号 平成29年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）は、原案の通り可決されました。

---

#### ◎日程第12 議案第50号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議案第50号 平成29年度美深町介護保険特

別会計補正予算（第2号）を議題と致します。質疑を行います。ありませんか。別段質疑がなければ終了致します。討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第50号について採決を行います。議案第50号について、原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第50号 平成29年度美深町介護保険特別会計予算（第2号）は、原案の通り可決されました。

---

#### ◎日程第13 議案第51号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第13 議案第51号 平成29年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題と致します。質疑を行います。ありませんか。別段質疑がなければ終了して討論を行いますが、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第51号について採決を行います。議案第51号について原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第51号 平成29年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案の通り可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第52号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 議案第52号 平成29年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題と致します。質疑を行います。ありませんか。別段なければ終了致します。討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第52号について採決を行います。議案第52号について原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第52号 平成29年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案の通り可決されました。

---

#### ◎日程第15 議案第53号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第15 議案第53号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題と致します。質疑を行います。ありませんか。別段質疑がなければ終了致します。討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから採決を行います。議案第53号について原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第53号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）は原案の通り可決されました。

---

#### ◎日程第16 発議第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第16 発議第2号 特別委員会の設置について議題と致します。本件の提出者は中野君、賛成者は小口君、藤原君です。この際、提出者の中野君から本件の提案説明を頂きます。

4番 中野君。

○4番（中野勇治君） 発議第2号 特別委員会の設置について提案説明を致します。本件の提出者は私、中野 賛成者は小口議員、藤原議員の2名であります。平成32年度までの第5次総合計画においては、現在、仁宇布小中学校で実施されている山村留学制度を継続推進することとなっております。これに伴い学校施設整備事業も計画されているところであります。今後、山村留学制度のあり方については児童生徒数、生活環境、地域の活性化などを含め、仁宇布地域の将来像を議会として調査、研究をするため地方自治法第109条並びに委員会条例第5条の規定により特別委員会の設置をしようとするものであります。特別委員会の名称は、山村留学に関する調査特別委員会。委員の構成は議長を除く10名の議員であります。調査期間については調査終了するまでであります。議員各位のご賛同を賜りたく、以上を申し上げて提案説明とさせて頂きます。よろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 只今、提出者の中野君から説明を頂きました。山村留学に関する調査特別委員会の設置でありますが、議長を除く議員全員の委員構成により、調査終了まで活動できる特別委員会の設置をしようとするものであります。本件について、これから質疑を行います。ありませんか。質疑がなければ討論を省略してお諮りを致します。本議会に提出者の説明の通り特別委員会を設置することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号 特別委員会の設置については、原案の通り可決されました。本特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長から指名を致します。1番 小口君、2番 長岐君、3番 和田君、4番 中野君、5番 荒川君、6番 藤原君、7番 岩崎君、8番 諸岡君、9番 齊藤君、10番 南君を指名致します。ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって、本特別委員会の委員は、只今申し上げた10の方に決定を致しました。

只今から暫時休憩を致します。再開は12時と致します。

議長から、委員会条例第8条の規定により特別委員会を招集いたします。直ちに、只今設置された山村留学に関する調査特別委員会を直ちに開き、正副委員長の互選を願います。

---

休憩 午前11時48分

再開 午後12時02分

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開致します。

議長から諸般の報告を申し上げます。休憩中に山村留学に関する調査特別委員会が開かれ、正副委員長の互選を行っております。山村留学に関する調査特別委員会の委員長に南君、副委員長に小口君が就任しておりますので、ご報告を申し上げます。

---

◎日程第17 同意第14号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第17 同意第14号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題と致します。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 同意第14号 教育委員の任命について提案説明を申し上げます。現在、教育委員としてご活躍をいただいております清水満寿美委員は、12月26日をもって2期8年の任期が満了となることから、引き続き本町の教育委員として任命致したく、議会の同意を求めるものであります。清水委員は昭和37年3月11日の生まれであります、現在、株式会社北洋銀行美深支店にお勤めになっておられます。清水委員におかれましては、この間、教育委員会制度が改革される中で保護者、母親の立場あるいは女性の立場から学校や給食センターの建設、山村留学の検討など、本町における多くの教育課題に対し貴重なご意見を頂き、責務を果たされてきておりました。引き続き教育委

員として任命致したいと考えているわけであります。なお、任期は通常4年とするところでありますけれども、平成27年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、委員の任期満了は特定の年に偏らないよう任命期間を平成29年12月27日から平成32年9月30日までの2年9ヶ月とすることで、4人の委員がそれぞれ別な年の9月に任期を終えるようにして参りたいと考えているわけであります。満場のご同意を頂きますようお願い申し上げて提案説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 本件について質疑はございますか。

4番 中野君。

○4番（中野勇治君） 参考までにお聞きしたいのですが、任期を変更するということは、この同意欄に載せなくても結構なのですか。

○議長（倉兼政彦君） 少々お待ちをください。山口町長。

○町長（山口信夫君） 提案の通り任期を載せなくて、4年でありますけれども、そういう説明を申し上げてご理解を頂いていることにして問題ないのではなかろうかというよう解釈しております。

○4番（中野勇治君） なかろうかではなくて、問題がないのならないと言えばいいし、なかろうかでは採決できないでしょう。

○町長（山口信夫君） ありません。

○議長（倉兼政彦君） よろしいですか。他になければ質疑を終了致します。討論を省略し、これから同意第14号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本件これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。

したがって、同意第14号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することと決定を致しました。

---

#### ◎日程第18 承認第4号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第18号 承認第3号 訂正を致します。日程第18承認第4号 閉会中の所管事務調査の申し出です。総務住民及び産業教育常任委員会、並びに議会運営委員会からお手元に配布の調査項目について閉会中の所管事務調査の申し出です。本件、申し出の通り承認したいと思いますがそのように決定してご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。

したがって、総務住民及び産業教育常任委員会、並びに議会運営委員会から閉会中の所管事務調査についての申し出は承認することと決定を致しました。

これで本定例会に付議されました案件の一切を終了致しました。本定例会は平成29年最後の議会でありますので、ご挨拶を申し上げたいと思います。

初めに、町長からお願いを致します。

○町長（山口信夫君） 只今、議長から平成29年の最後の議会でありますからご挨拶をということでありますので、お許しをいただきましたので、ご挨拶を申し上げたいと思っております。あと15日、半月をもって平成29年の酉年も終わるわけであります。ご案内のように今年は本当に雪の多い、ご苦労の多い今を迎えているのかなと、こう思っております。春は非常に雪等も心配がありました。そして更に作付け等が早かったわけでありますけれども、その後、寒さがきたりなどして、農作、その他心配なことが多々あったわけでありますけれども、夏場に天候が回復したというようなこともありますて、農作等の方も一部不作もありますけれども、全体的にまあまあな年になり、値段等についても畜産を含めると、大体、農協の計画等通りになったと、このように聞いておりましてホッとしているというか、喜んでいるような状況でございます。経済的には我が町、公共事業等々も含めて全体的な事業量の確保は、することができたのかなと思っておりまして、喜んでいるような状況でございます。若干、今年のことを振り返ってみると、先月でありますたけれども富士重工があの形で2カ年の工事を終えて通年のテストコースを完成することができたと。本当にこれらについても喜んでおりますし、また、色々な考え方があるわけですけれども、今地方創生という中で、新しい産業も興さなければならない、それに挑戦をしていかなければならぬということも含めて、チョウザメ事業の新しい展開に向かって挑戦をすることが出来たというように思っております。世界的な動きといいますか日本的な動き、これはもう政治そのものでありますけれども、アメリカではトランプ大統領が出来て、非常に我々にはなかなか理解できないような発言もあるわけでありますけれども、非常に指導者が変わりつつあると、こういうことも言えると思います。そういう中でアメリカの動き、中国さらにはロシアの動き等々がどのような形になってくるのかなと思っております。中東の動き等々も今ここへきて急展開をしている状況であります。日本の中にあっては、先にも選挙がありましたけれども、衆議院があの形になって、この第6区と言われる衆議院の選挙区においては、北海道第6区においては、保守の牙城がありましたけれども、今津先生がいなくなったということもあるわけであります。そ

ということでＪＲ問題等々も含めて、どのような方向、国に向かって、そこをより努力して国に向かって運動を進めるかということも、我が町だけではなくて、今回の課題でありますけれどもそういうことも考えていかなければならない。ただ、有難いことに佐々木先生がこの国にいるわけですから、そういう部分については、ほっとする部分もあるわけですけれども、しかしながら野党でありますからなかなかそういうことを窓口一本にして国に向かっていくということにはならないのかなと思ったりするわけであります。いずれにしても、今年は本当に色々なことがあったなとそのように思っているわけであります。しかしながら、議会の皆様方の色々なご意見、ご支援等を頂きながら何とかここまでたどり着けたなと思っております。来年に向けては、いよいよ平成30年、これに向けて期待をしなければならない。こう思っているわけでありますけれども、しかしながら、平成の元号も5月1日に変わるという方向が既に出されておりまして、新しい天皇もできるということであります。まさに激動する時代を迎えてると思っておりますし、戦後、推進した民主主義の形も、残念ながら制度疲労を起こしているのかな、したがって改革をしていかなければならぬ時代に入っているのかな。国においても当然であります。道においても当然であります。そして我が町においても、本当にそうではないだろうかなと思うわけであります。残念ながら人口減少、過疎化の問題、高齢化の問題が非常に進んでいるわけで、この辺のことも考えながら、オリンピックも既に決まっておりますけれども、色々なことを考えながら、期待をしながら、新年を迎えられたらいいなと思っているわけでござります。いずれにしても今年1年議員の皆様、町民の皆様方に色々ご理解ご協力を賜ったことについて、まずもってお礼を申し上げて、年末議会にあたってのご挨拶にしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（倉兼政彦君） それでは、私の方からも一言ご挨拶を申し上げたいと思います。今ほど町長からお話をございましたけれども、春先は農業主幹のこの町にあって、少しは良いのかなと思ったのでありますけれども、何となくこの頃の気象というのは地球の異変なのかどうかわかりませんけれども、非常に厳しい状況に段々とされているなど、そのようにも思っております。去年は初雪がそのまま根雪になってしまった。今年はちょっと違うかなと思っていたら、今のような大雪という状況ですから、この町の1つの特産でもあった初冬播きの麦が全部播くことが出来なかったという、そのような現象が起きております。これも来年の作柄に1つの影を落とす格好にはならないだろうかとちょっと心配をすることであります。昨日、乳価の入金のものが可決をされました。前年より10銭上がったと。今時、何銭、何銭という議論をするのは牛乳だけではないかなと。私はもう40年近く乳価の運動をしてきていますけれども、毎回、何銭、何銭の時代でてきております。そ

いう中で、この地域の畜産というものをどのようにこれから仕上げていくのか、発展させていくのかというのが、これが地方自治体の1つの課題になるのではないのかなと思っております。最近は、諸外国の問題として1番の問題は、近隣の諸国の問題だとこう思います。昨日もテレビを見ておりましたら、今年は漂着する漁船が既に80隻を超えたと、そのような報道もされておりました。大変なことだな。80隻に何人乗っていたのかわからないのですが、その方々が遭難されたとすると、そういうところを無視する国もあるのかな。我が日本ではないだろう、そう思って少し我が国のこととは安堵するような状況であります。今ほど町長から話がありましたけれども、スバルも本格的な試験コースに入ったようでもありますし、それから、これは理事者の皆様にもお願いをしたいわけでありますけれども、今度こそ、チョウザメの施設はしっかりと腰を据えて頑張って頂きたい。今までの30年の苦労を5年で取り返して頂きたいと、そのように希望するところであります。是非お願いをしたいなとそのようなことも思っております。私、個人として思うことは、この町の農業者が少しずつ減っていく、これが我が町のこれから行政を含めた産業界にどのような影を落としていくのかな、常にそのようなことを心にしているところでございますけれども、これも何とか皆様の知恵をしづりながら頑張っていかなければならないと思っております。山積する問題は1つや2つではなくて、多くございます。これから1つの課題は先程特別委員会が設置された山村留学も1つの大きな課題だと思います。しっかりと皆さんで議論をしていい方向を出して頂きたい、そのように願うところであります。結びに、この1年間、議員の皆さん、そして理事者の皆さんにご苦労かけたことをお礼申し上げて簡単措辞でありますけれども、年末のご挨拶とさせて頂きたいと思います。ありがとうございました。

これで平成29年 第4回美深町議会定例会を閉会と致します。大変ご苦労様でした。

閉会 午後12時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 倉兼政彦

署名議員 齊藤和信

署名議員 南和博